

第8回大島町地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年3月28日（金） 13:30～14:45

議事次第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）令和6年度の取り組みの報告について
 - （2）協議会設置要綱の一部改正について
 - （3）令和7年度予算（案）について
 - （4）令和7年度以降の取り組み内容について
- 3 その他
- 4 閉会

令和6年度の取り組みの 報告について

大島町地域公共交通活性化協議会

令和7年3月28日（金）

令和6年度の主な実施事業

施策	事業	具体の事業	中間報告
施策1	事業1-1 通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編	(1)登校時間帯の大島高校直通便の維持	・運行継続 ・フィーダー系統補助申請
		(2)下校時間帯の波浮港ライン直通便の新設	・ ダイヤ調整し運行 ⇒ 大島高校対象にアンケート実施
	事業1-2 バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保	(1)大島公園ライン・波浮港ライン沿線の移動手段確保に向けた段階的な路線再編	・部会において交通事業者間で協議 ・関東運輸局に法制度手続きを確認
		(2)元町港・岡田港間の運行便の維持	・運行継続 ・フィーダー系統補助申請
		(3)時季に応じた交通事業者の連携・協力によるネットワーク確保	・部会において交通事業者間で協議
施策2	事業2-1 まちづくりと交通ネットワークの連携強化	(1)バス停から離れた施設や地区への移動手段確保(超小型パーソナルモビリティ等)	-
		(2)交通ネットワークに対応した施設配置等の検討	-
施策3	事業3-1 生活ニーズに対応した移動手段の提供	(1)お買い物バスの運行	-
	事業3-2 主要な観光施設を周遊する観光モビリティの導入	(1)サンセットパームラインでの観光モビリティ導入	・事務局内で検討 ・観光協会にて電動キックボードを導入
	事業3-3 コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討	(1)コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討	・観光協会にて電動キックボードを導入

令和6年度の主な実施事業

施策	事業	具体の事業	中間報告
施策4	事業4-1 福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善	(1)福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善	・庁内で調整
	事業4-2 支え合い交通の持続可能な体制の確保に向けた自家用有償運送等の検討	(1)福祉有償運送や自家用有償旅客運送の実施	・社会福祉協議会と意見交換
	事業4-3 公共交通等の利用を促すチケット等の配布	(1)町民パスの導入	・事務局で検討
施策5	事業5-1 キャッシュレス対応サービスの導入・推進	(1)キャッシュレス対応サービスの導入・推進	・継続実施
	事業5-2 経路検索サービスでの情報提供サービスの導入・推進	(1)GTFS-JPの導入・推進	・継続実施
	事業5-3 バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設備の導入・推進	(1)バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設備の導入・推進	・部会において交通事業者と意見交換
施策6	事業6-1 公共交通案内の充実	(1)来島者向けの情報発信媒体の作成や情報提供	-
	事業6-2 バスの乗り方教室の実施	(1)学校等での乗り方教室の実施	・福祉まつりにあわせてバスの乗り方教室を実施
		(2)イベントでのバスの展示	・福祉まつりでバスを展示
	事業6-3 公共交通の利用促進につながる取組みの実施	(1)住民参画の取組みの検討・実施	・バスの乗り方手帳を配布
		(2)公共交通の利用促進につながるイベントの実施	・福祉まつりとの連携
	事業6-4 エコツーリズム等の推進	(1)エコツーリズムの企画・推進	-

下校時間帯の 波浮港ライン直通便の新設



取組みの概要

- 大島高校の下校時間帯に合わせて、大島高校から波浮港・大島陸上競技場まで乗り換えなしで移動できる直通便を運行
- 直通便の運行と合わせて、利用しやすい時間帯等を把握するためのアンケートを実施

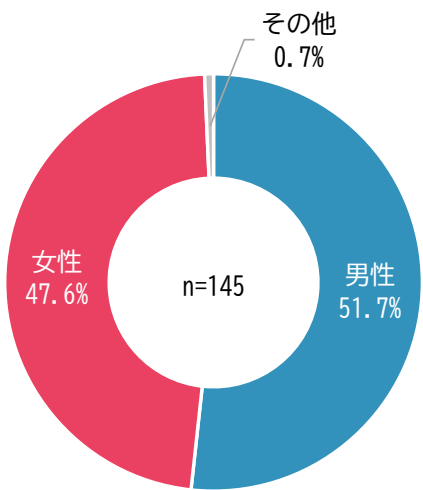
アンケートの概要

アンケート対象	大島高校の生徒及び教職員
アンケート方法	紙調査票を学校で配布・回収
アンケート内容	●基本属性 ・性別 ・年齢 ・居住地 ・普段の登下校・通勤手段 ・放課後の過ごし方 ●路線バス利用の困りごと ●下校時に利用しやすいバスの出発時間 ●大島高校→波浮港直通便の運行 ・運行の認知度 ・取組みの継続に対する意向 ・利用しやすい終バスの時間帯と理由
回収状況	生徒：108人 教職員：37人

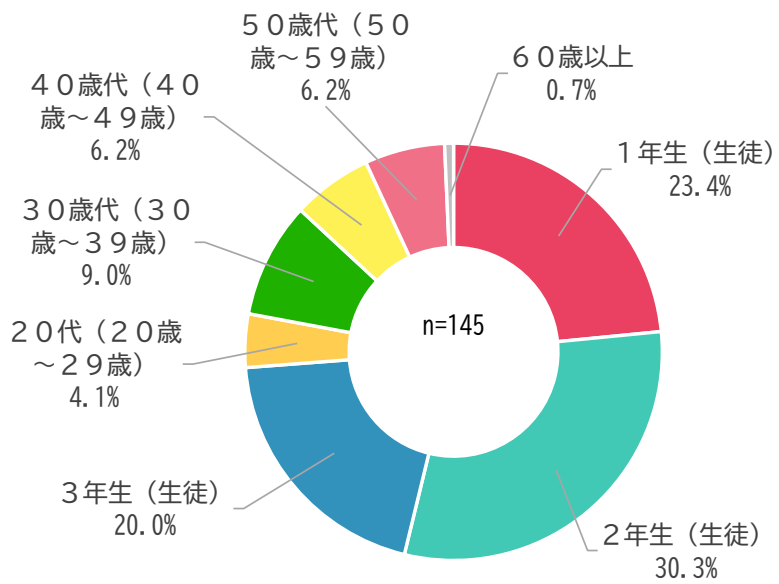
《参考》回答者の属性

Q1 お住いなどをおしえてください。

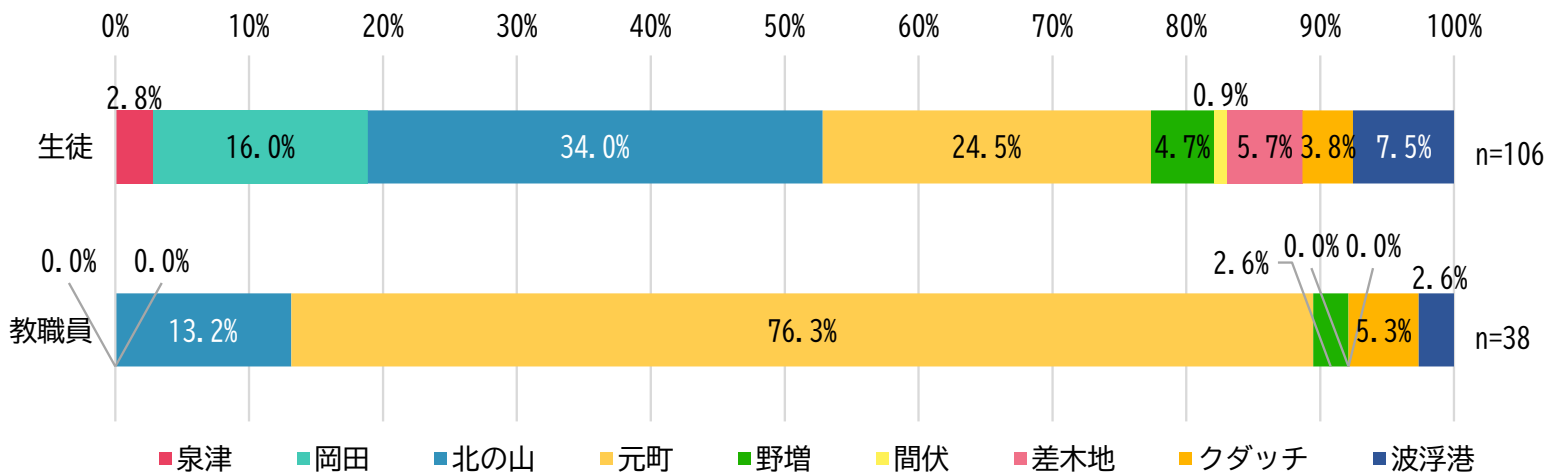
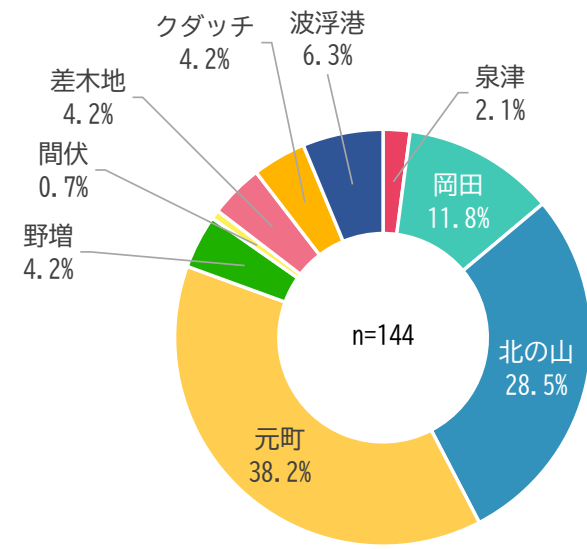
1. 性別



2. 年齢

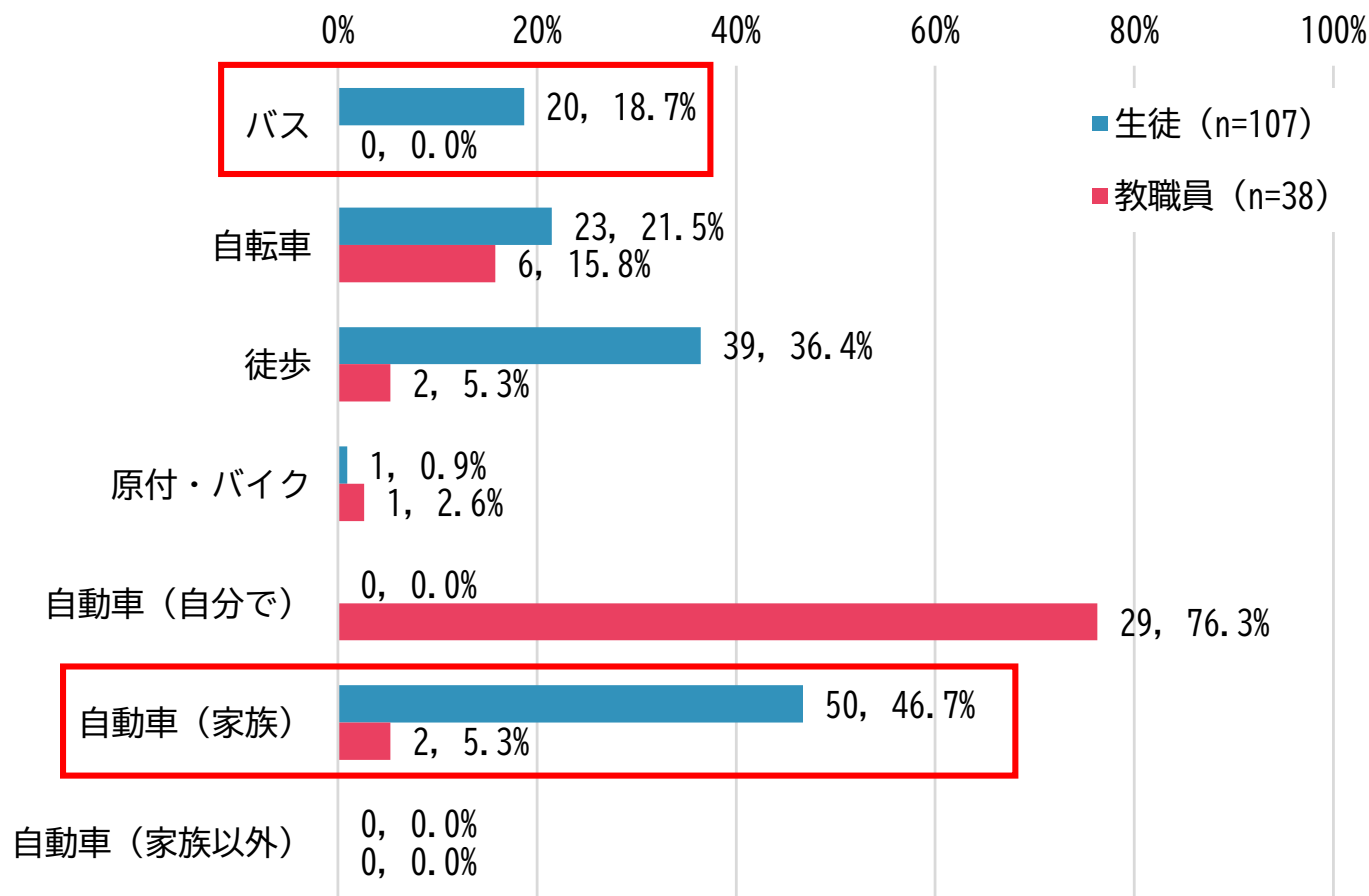


3. お住いの地域



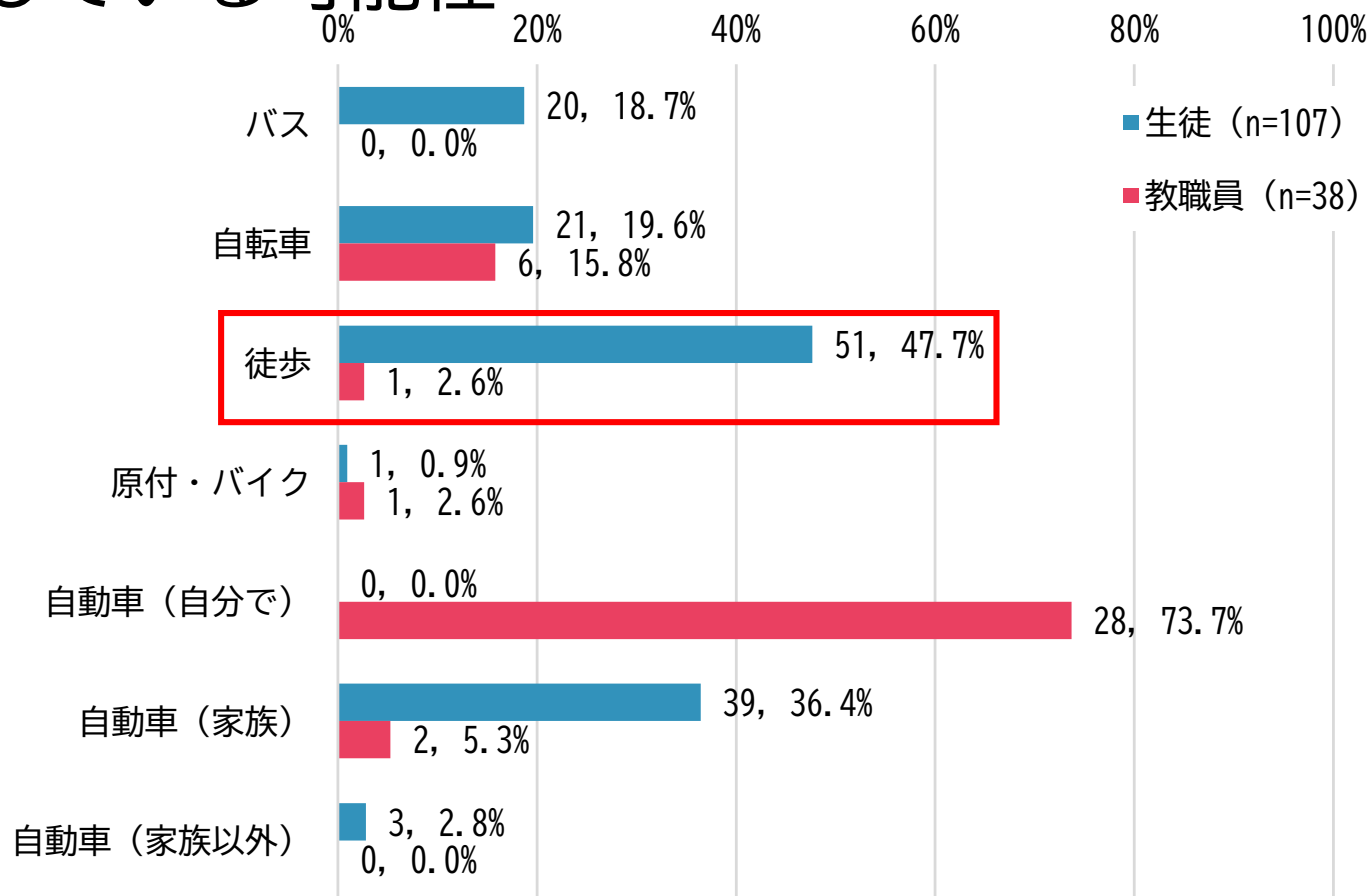
(1) 普段の登校・通勤手段について

- 生徒のうち約2割はバスで通学
- 生徒のうち約5割は家族の送迎で通学



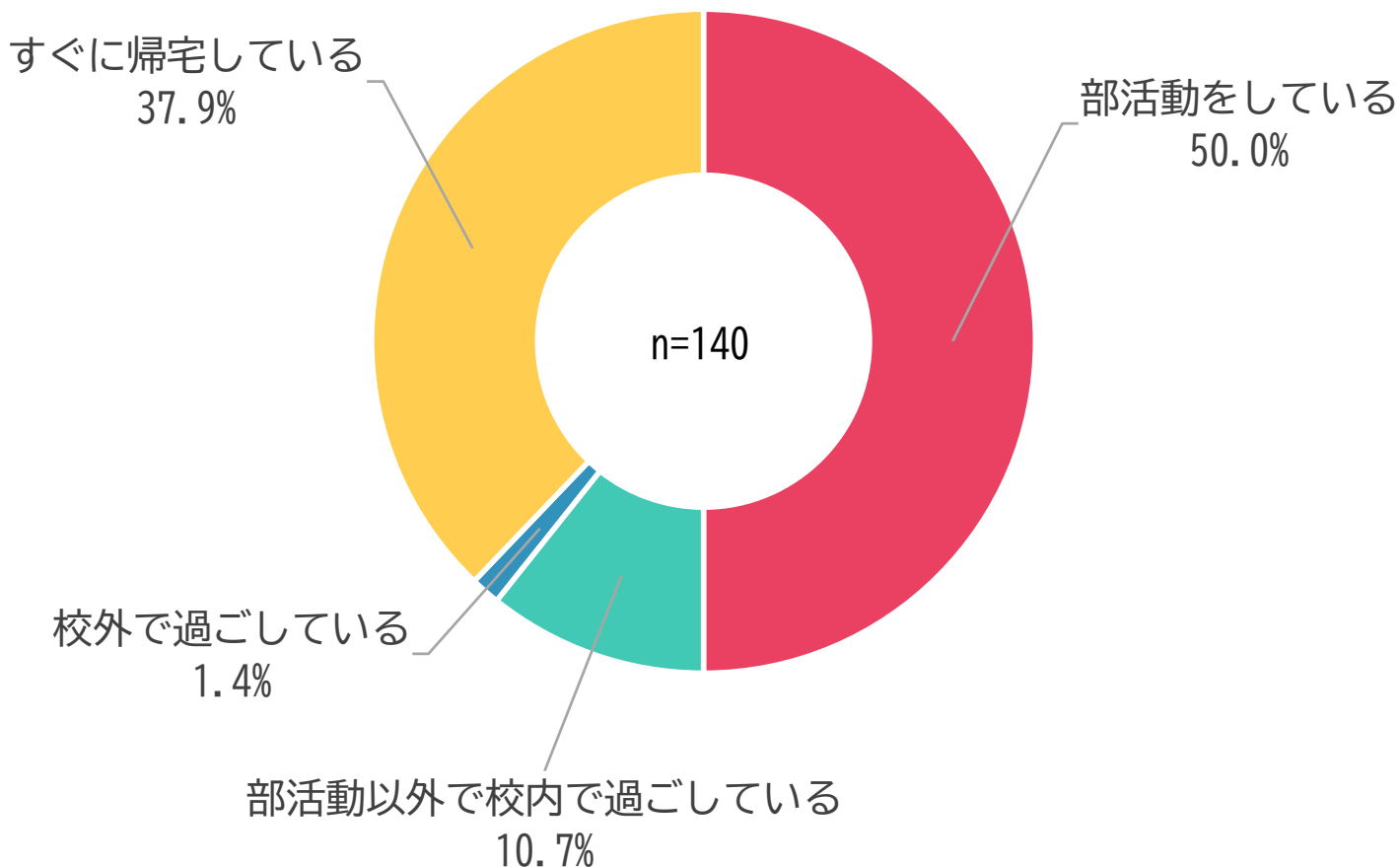
(2) 普段の下校・退勤手段について

- 下校・退勤では、徒歩での占める割合が高くなる傾向(生徒のうち約5割)
→時間的余裕があるため、家族に送迎を依頼せずに帰宅している可能性



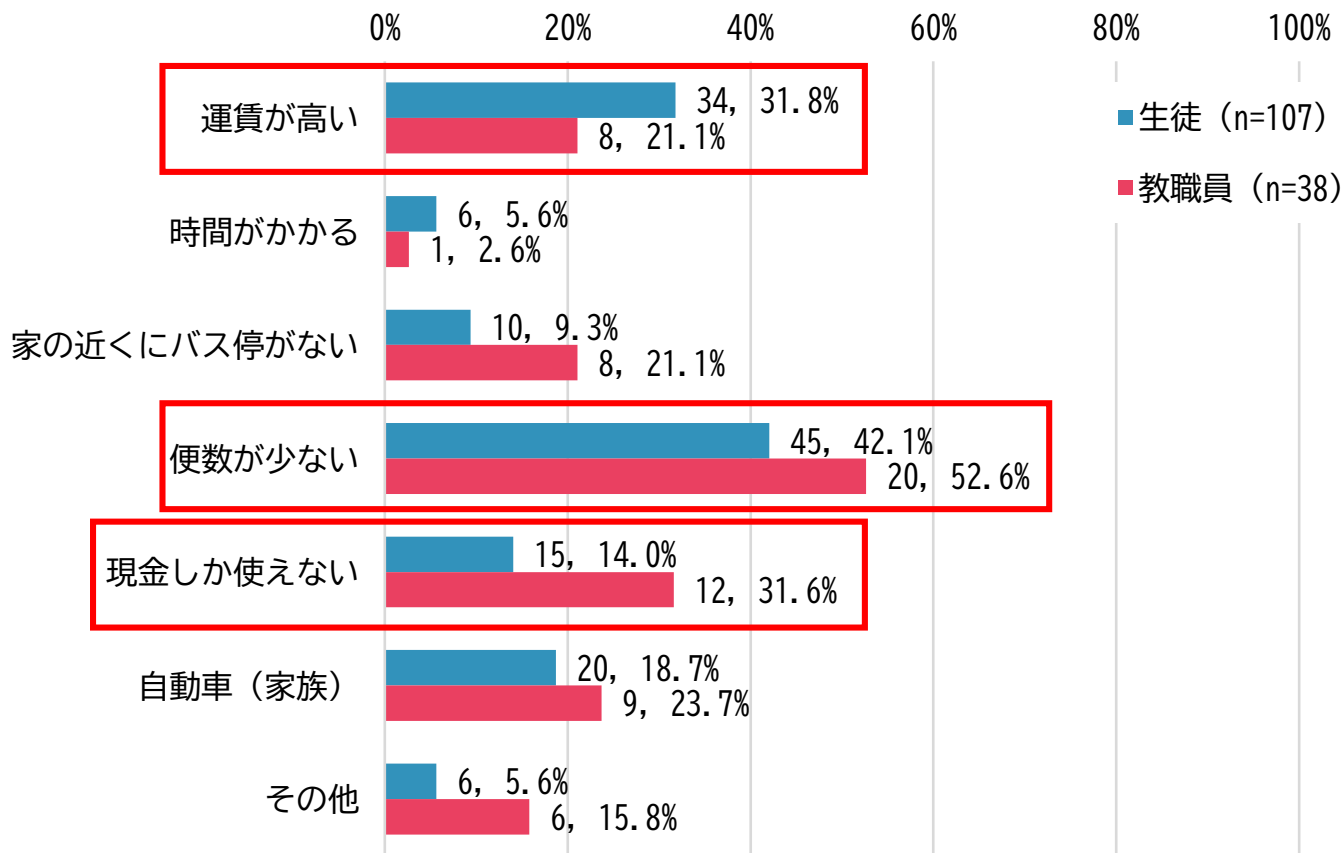
(3) 放課後の過ごし方について

- ・約6割が部活動を含む校内での活動で、学校内に滞在



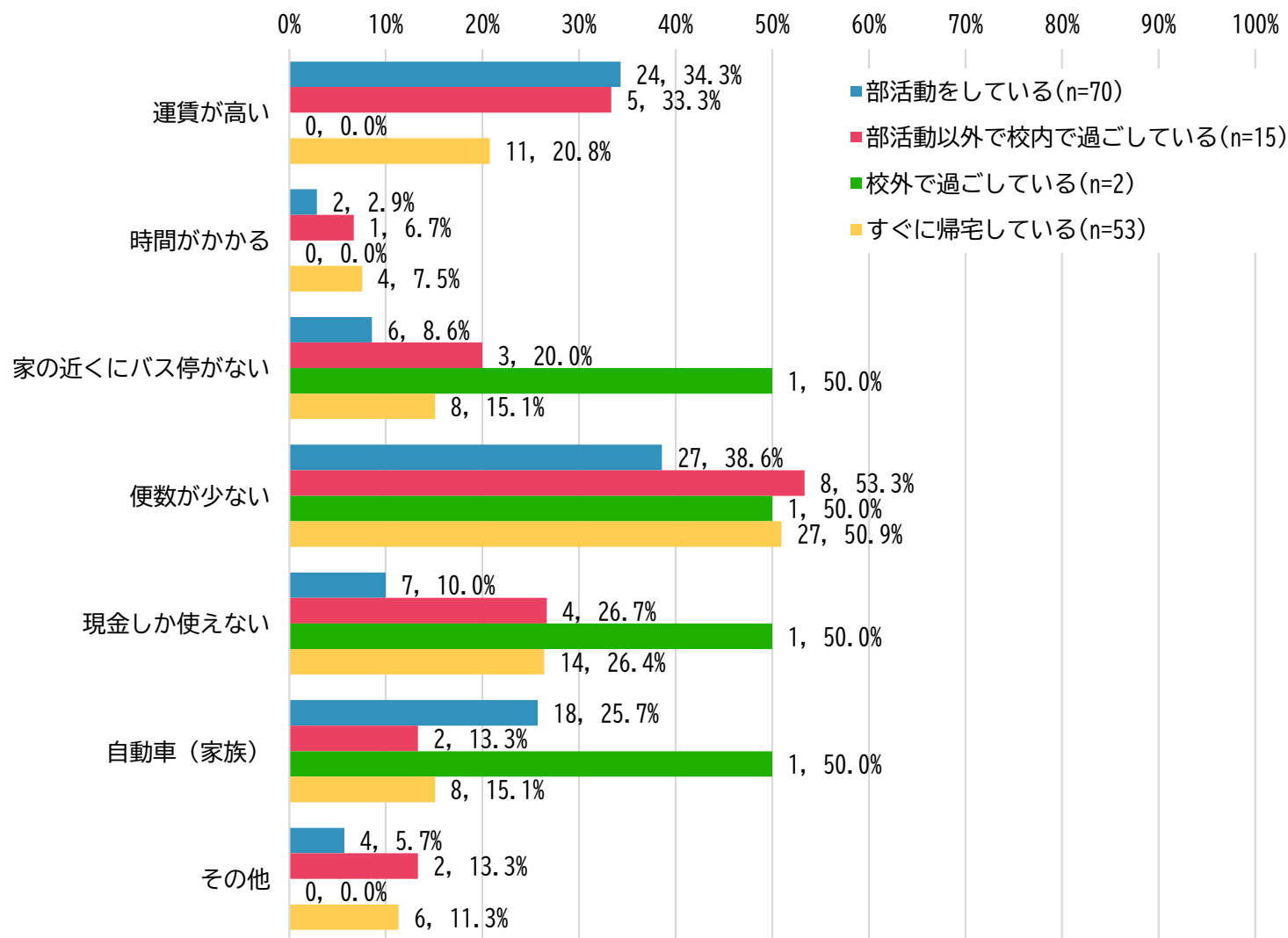
(4) 登下校や通勤・退勤で路線バスを利用する際の困りごとについて

- ・生徒・教職員ともに便数の少なさが困りごとの1位
- ・生徒では運賃の高さが2位
- ・教職員では現金しか使えないことが2位
→PayPay利用可の周知不足と推察



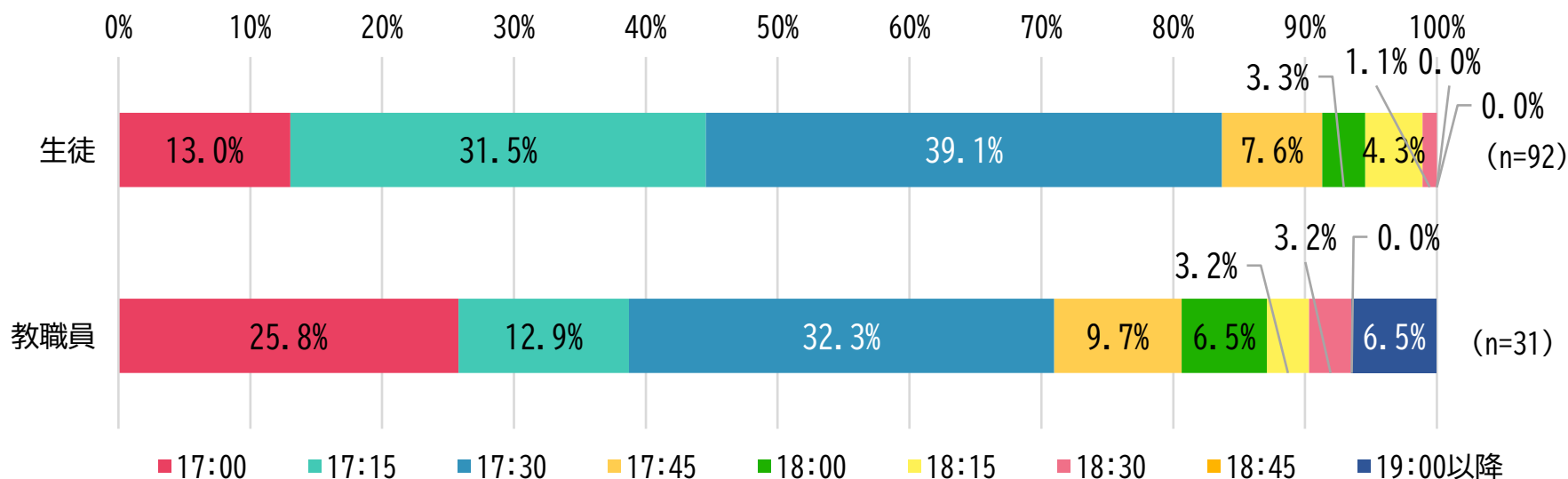
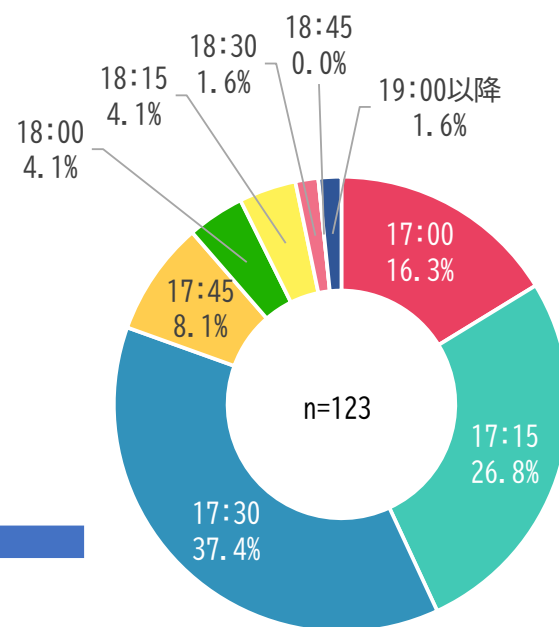
(4) 登下校や通勤・退勤で路線バスを利用する際の困りごとについて

・便数の少なさは放課後の過ごし方に関わらず1位



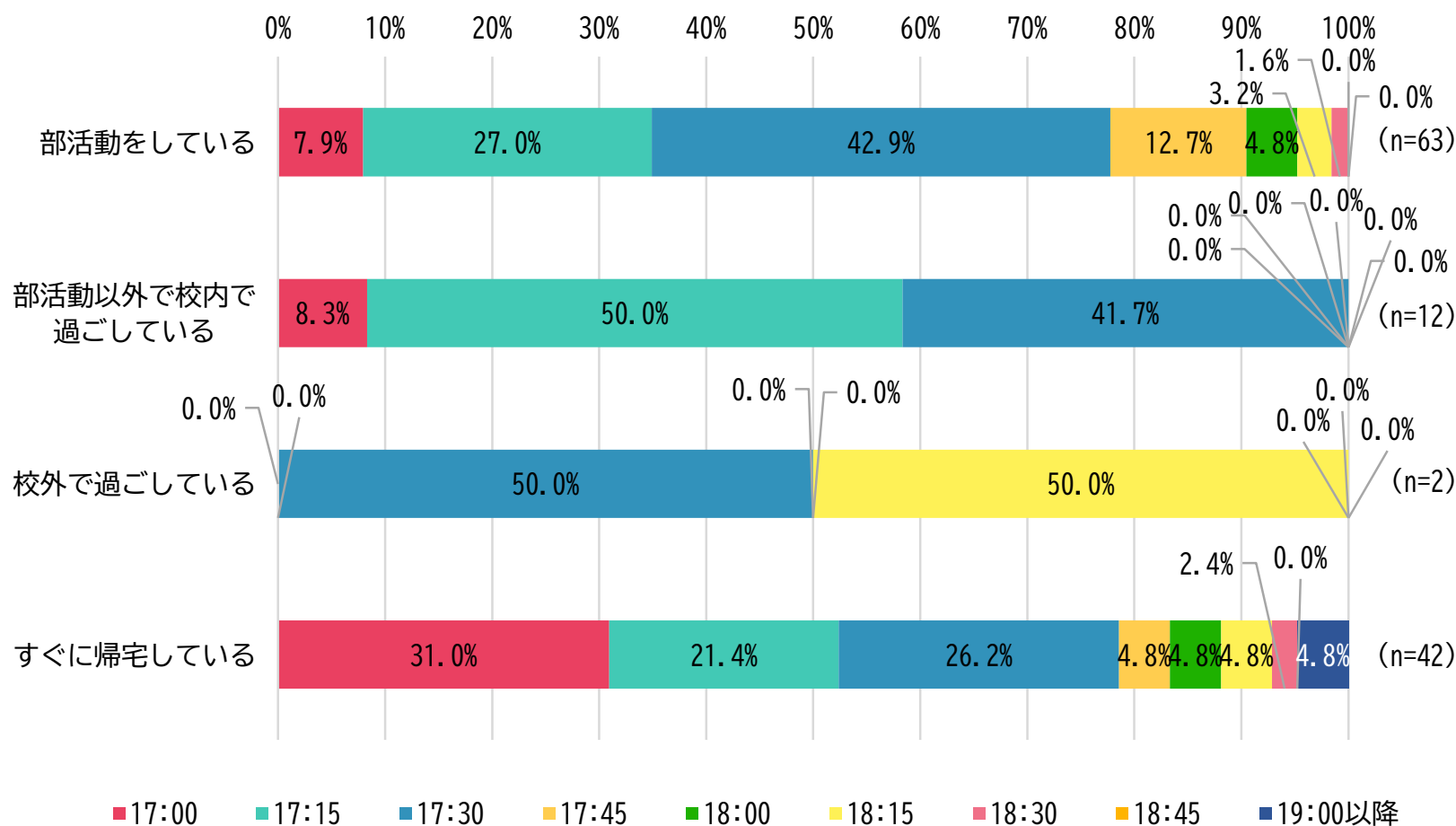
(5) 下校時に利用しやすいバスの出発時間

- 生徒は17:15～17:30が下校に利用しやすい時間帯
 - 教職員は17:30もしくは17:00
- 現状の17:15発は概ねニーズに合致、15分の後ろ倒しの可能性を検討



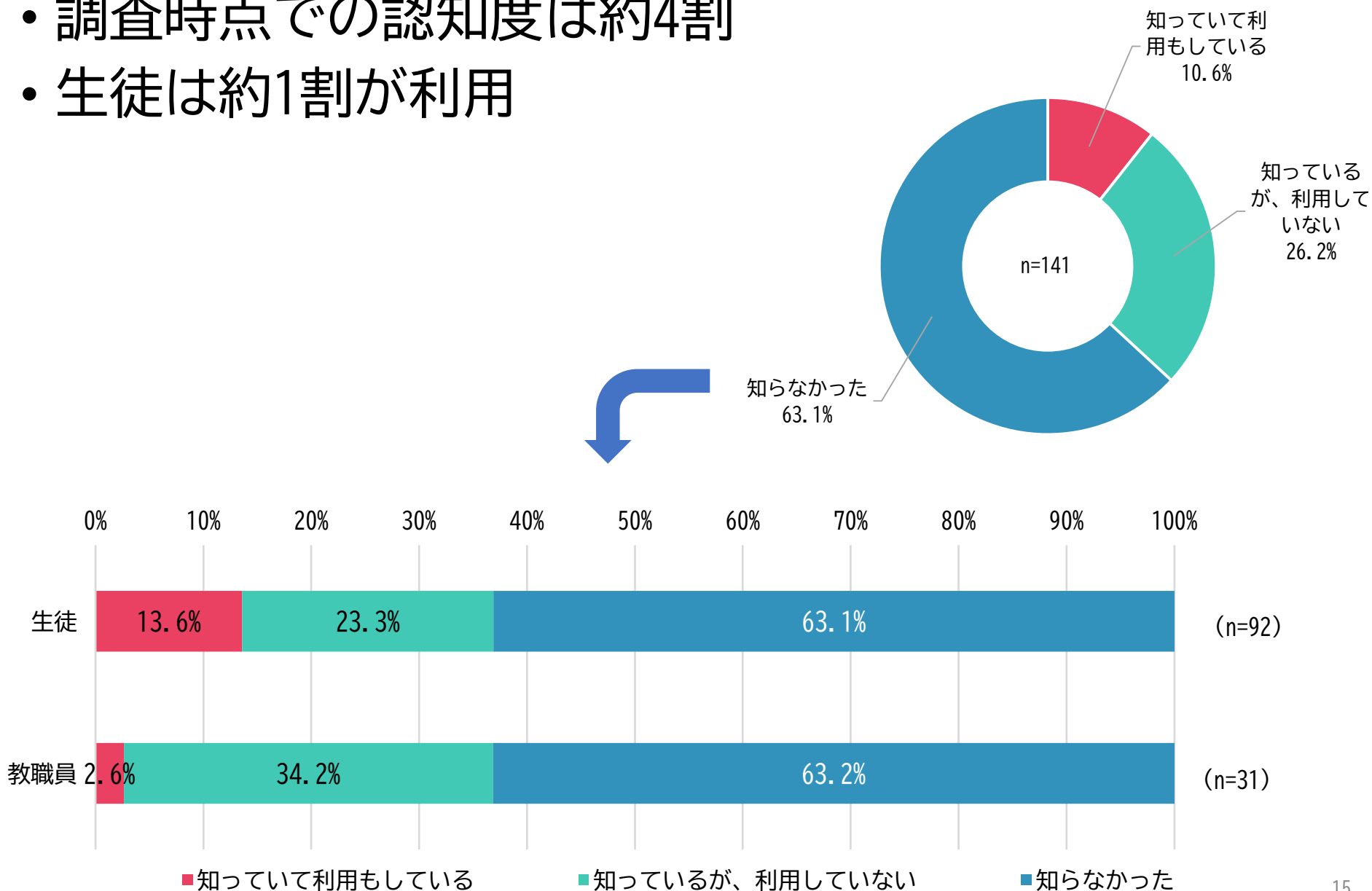
(5) 下校時に利用しやすいバスの出発時間

- 部活動している場合は17：30、部活動以外の場合は17：15が多い傾向
→部活動の片付けの有無等に起因すると推察



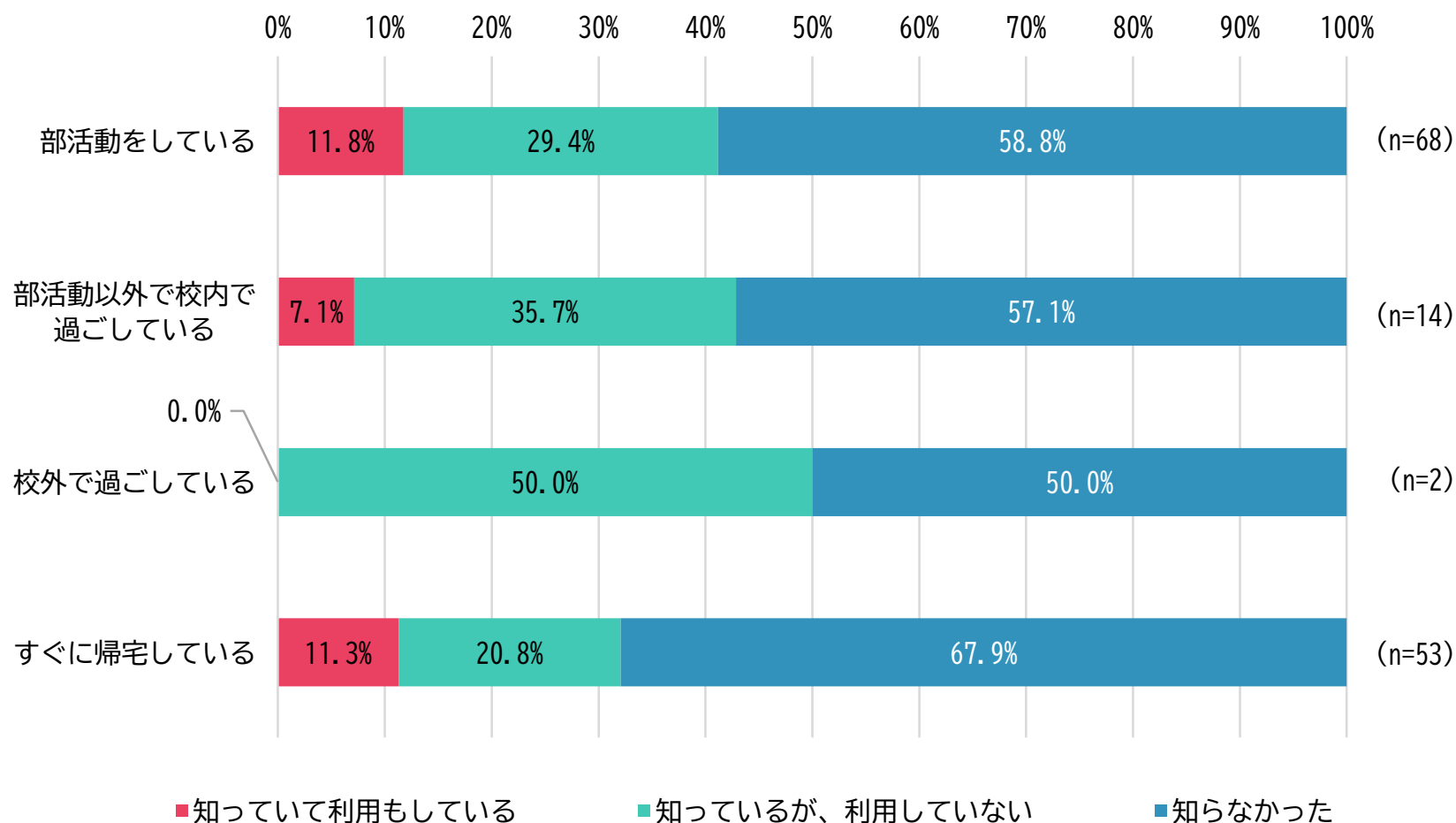
(6) 波浮港線の直通バスの認知度

- 調査時点での認知度は約4割
- 生徒は約1割が利用



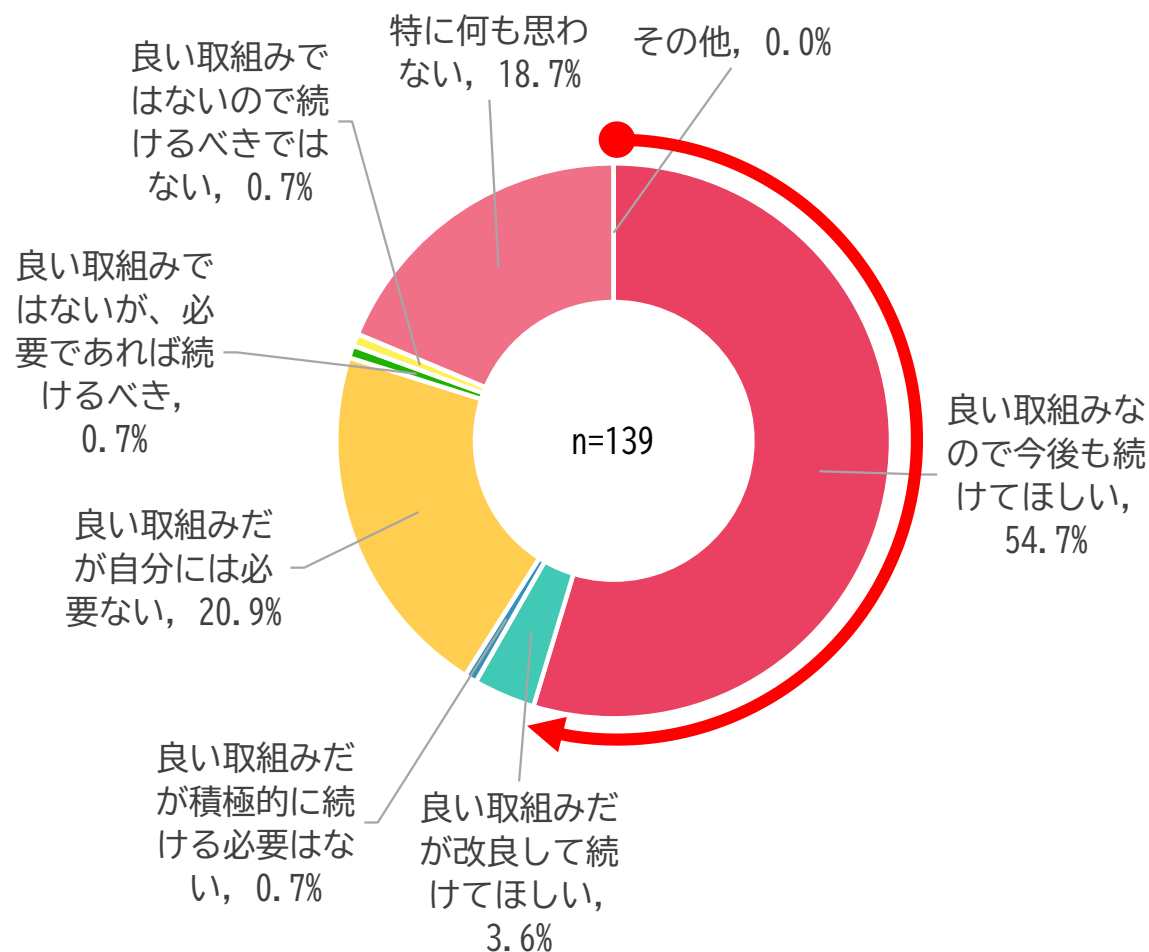
(7) 波浮港線の直通バスの認知度

- 放課後を校内で過ごしている場合は認知度が高い傾向



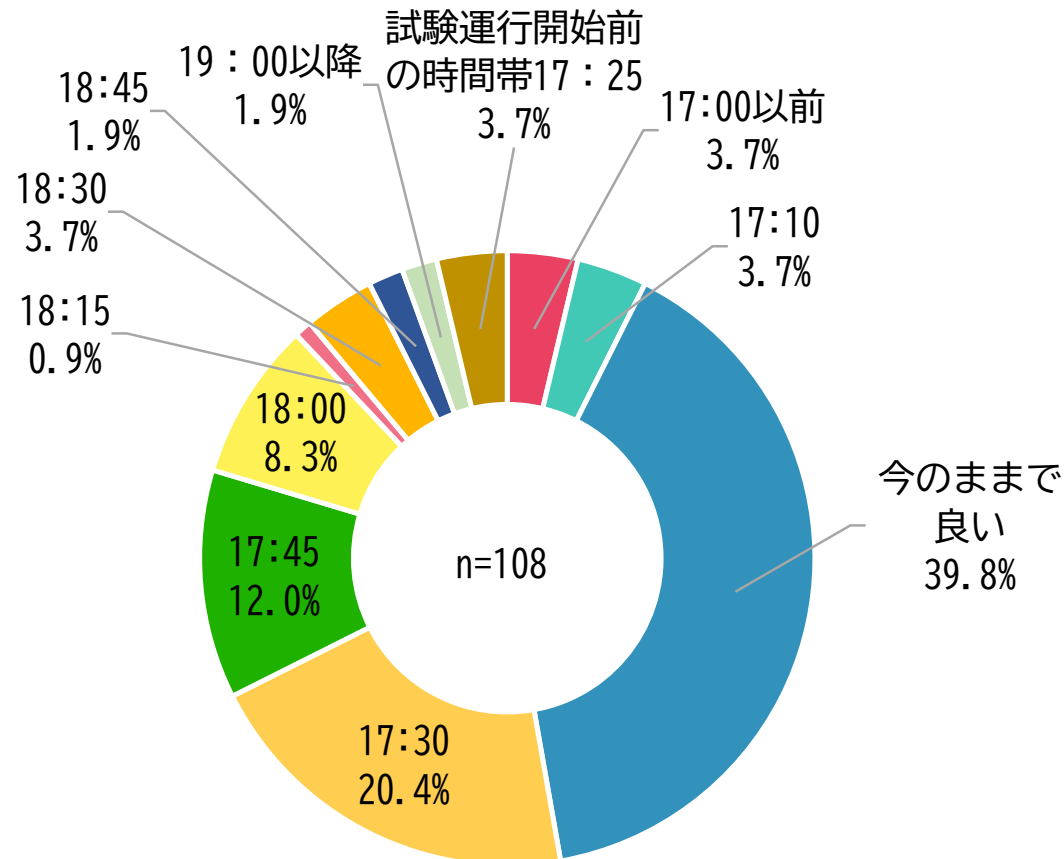
(8) 波浮港線の直通バスの取組みの継続に対する意向について

- 約5割は取組みを評価の上継続を希望



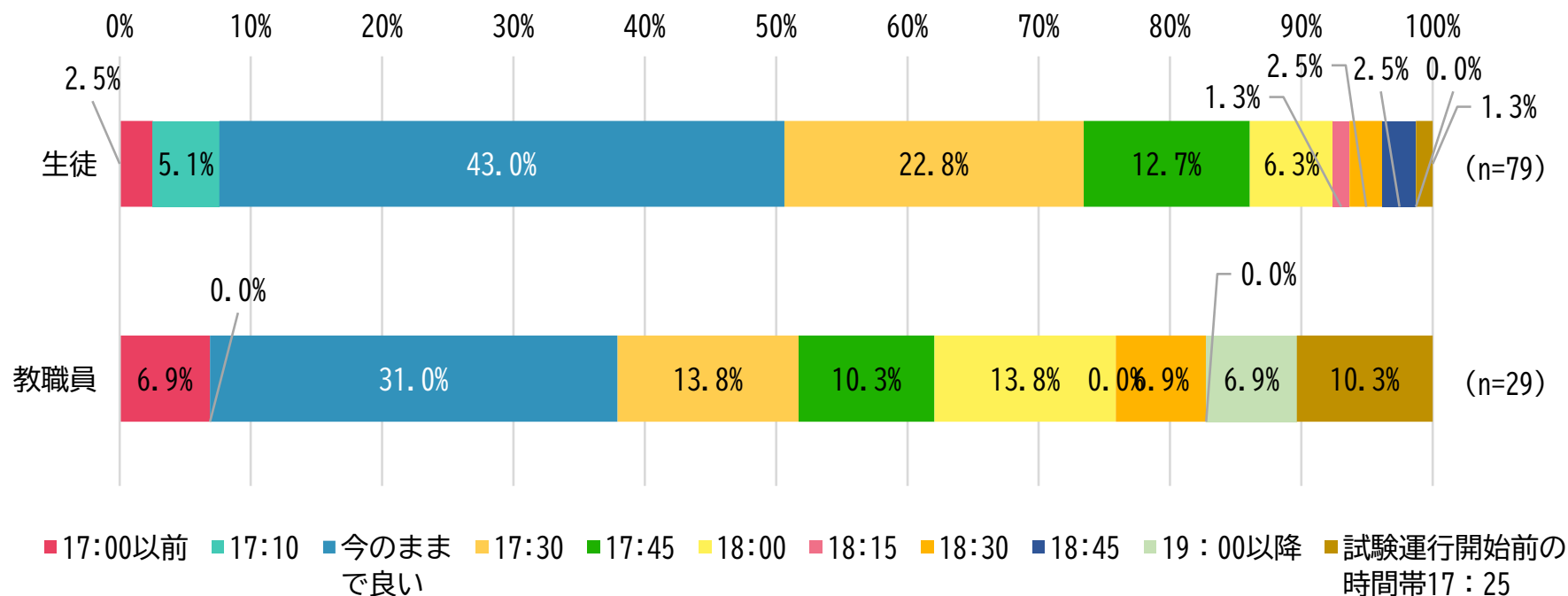
(9) 元町港の終バスの時間帯について

- 約4割が今のまま(17:15発)で良いと回答、次いで17:30
→主な利用者層である高校生に絞り込めば現状の運行ダイヤでおおむね問題なし

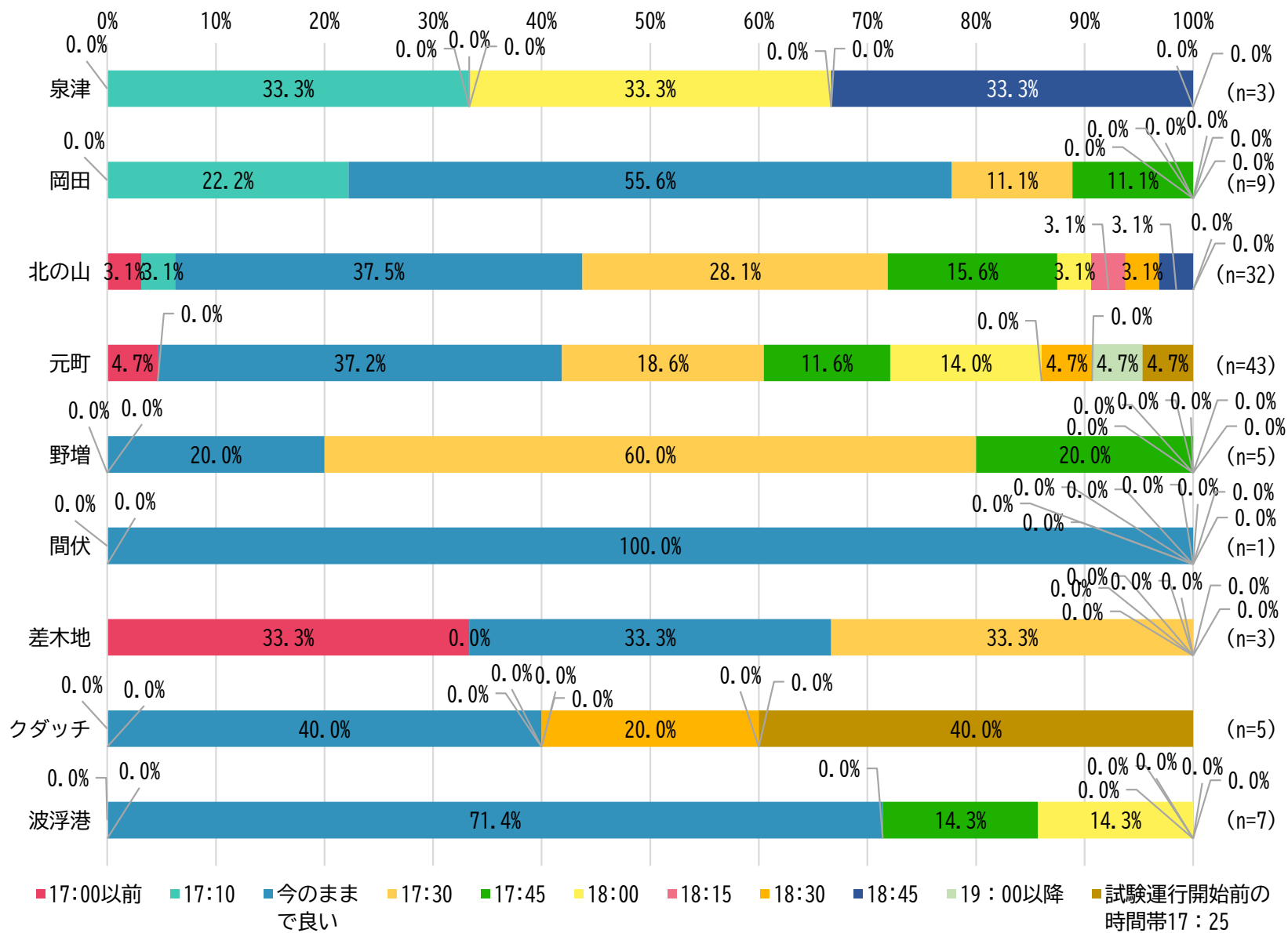


(10) 元町港の終バスの時間帯について

- 教職員からは今のままよりも遅い時間帯の意向が多い

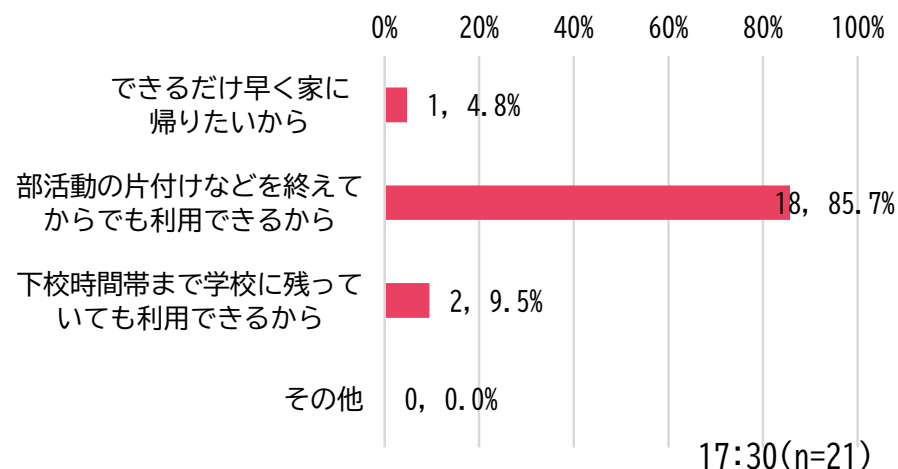
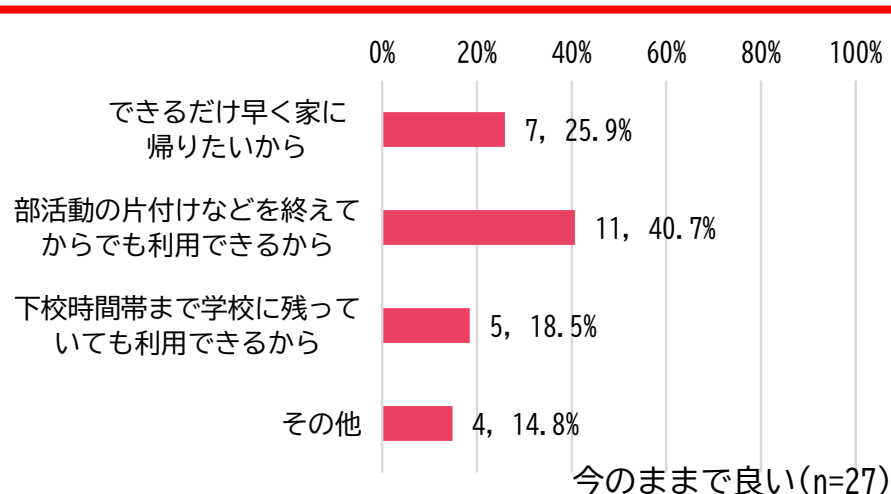
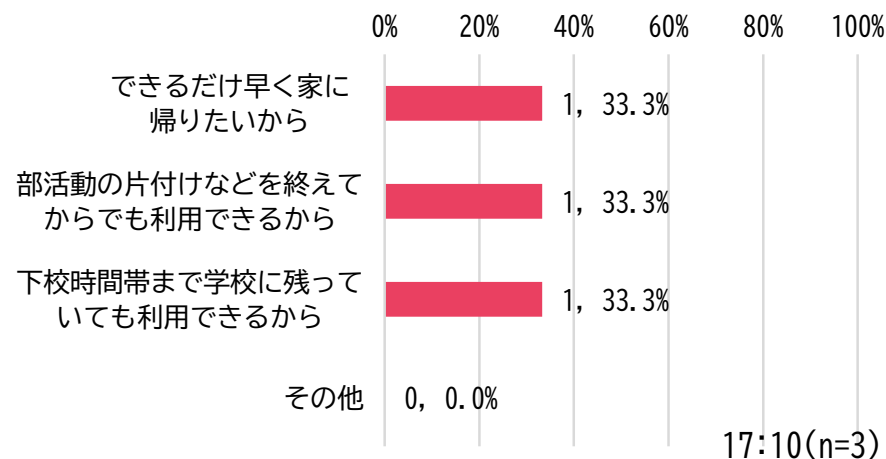
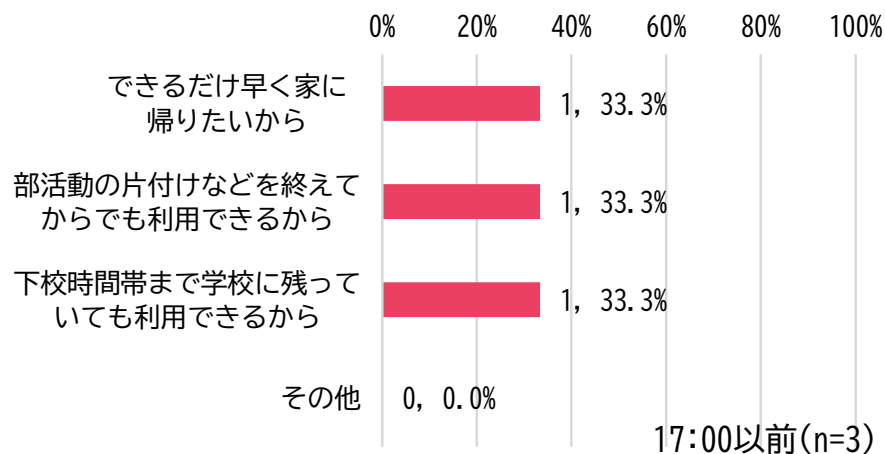


《参考》元町港の終バスの時間帯について（居住地別）

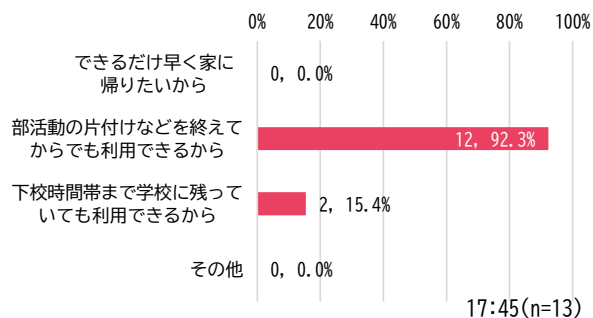


(11) 元町港の終バスの時間帯の選択理由について

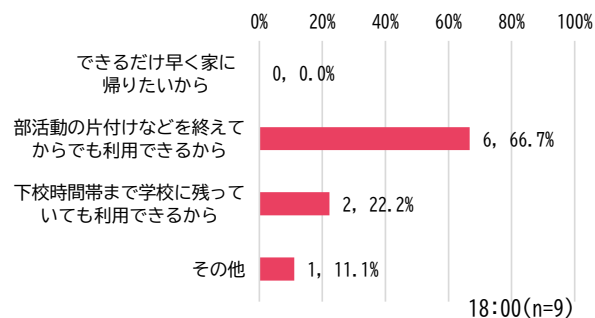
- 部活動の片付けのニーズがあり、17：15～17：30が多い



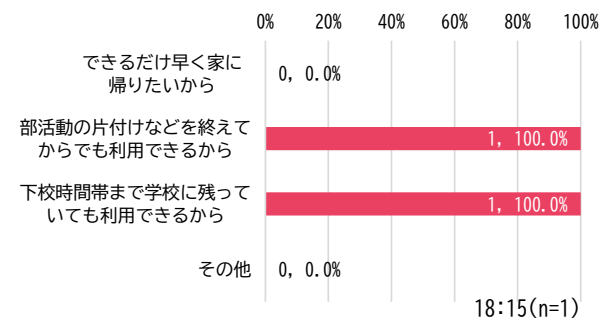
(11) 元町港の終バスの時間帯の選択理由について



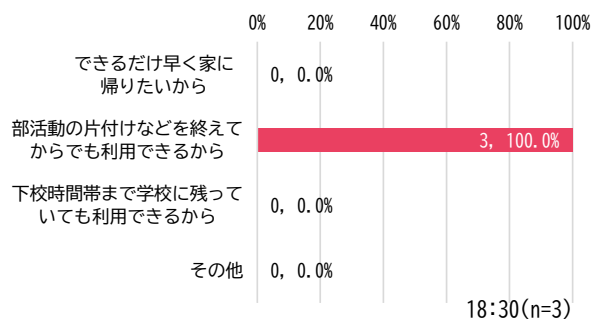
17:45(n=13)



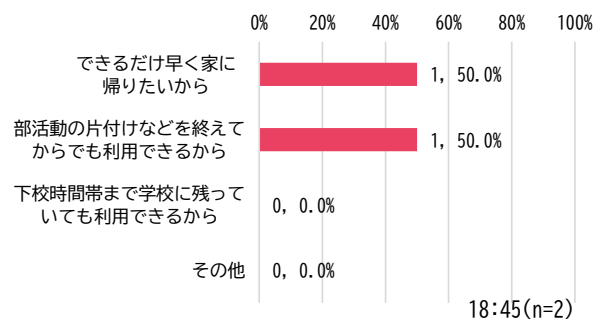
18:00(n=9)



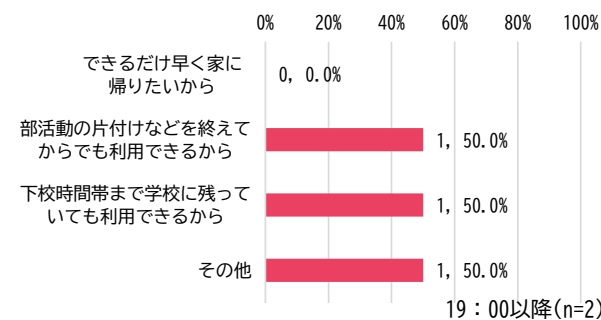
18:15(n=1)



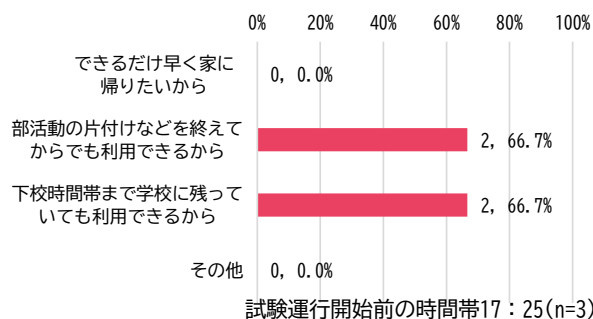
18:30(n=3)



18:45(n=2)



19:00以降(n=2)



試験運行開始前の時間帯17:25(n=3)

福祉まつりにおける バスの乗り方教室及びバス展示の実施



取組みの概要

- 令和6年11月3日に大島町社会福祉協議会が主催した福祉まつりにて、バスの乗り方教室及びバス展示を実施
- バスの乗り方教室では、専門家を招き、車内マナーやバリアフリーについてもレクチャー
- イベント中の10:30～14:00までの間に乗り方教室を2回実施、バス展示は常時

バスの乗り方教室	第1回	11:00～11:30	参加者	12名
	第2回	13:00～13:30	参加者	17名
バス展示	延参加者 180名			

取組みの概要



取組みの概要



バスの乗り方手帳の配布

取組みの概要

- 普段の生活において、「バスをちょっとでも利用」してもらうことを目指して、「バスの乗り方手帳」を作成
- 支所及び小中学校で計730部を配布



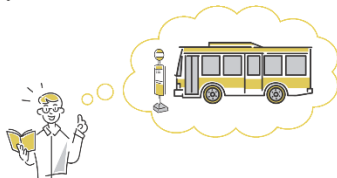
おおしま バスの乗り方手帳について

大島町内では、大島旅客自動車株式会社（大島バス）が路線バスを運行しています。

この手帳は町民の皆さまに路線バスをちょっとでも利用してもらいたいという思いで作成しました。

令和5年に町民の皆さまを対象として実施したアンケート調査の結果から、ほとんどの方がクルマを使って移動しており、路線バスをほとんど利用していないことが分かっています。

路線バスは、皆さまが普段利用しているクルマよりも不便かもしれませんが、この手帳を参考にして、たまには路線バスを利用してみてください。



1

バスの乗り方

Step1 時刻の調べ方

<時刻表の読み方>

【例：大島公園ラインで元町北口から岡田港へ行く場合】

① 元町北口バス停のバスの発車時刻を確認

便	① 元町北口	② 町役場前	③ 元町北口	④ 大島駅前	⑤ 大島駅前	...	⑥ 岡田港
毎日	8:10	8:11	8:12	8:14	8:15	...	8:27
毎日	9:10	9:11	9:12	9:14	9:15	...	9:27
岡田港発の日	9:50	9:51	9:52	9:54	9:55	...	10:07
元町港発の日	10:10	10:11	10:12	10:14	10:15	...	10:31
毎日	10:50	10:51	10:52	10:54	10:55	...	11:11
[GW] 4/27～5/6	12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	...	12:21
4/1～4/26・5/7～6/30	12:40	12:41	12:42	12:44	12:45	...	13:01

② 乗車時刻・乗車便を確認

③ 岡田港バス停の降車時刻を確認

<Google Mapでの調べ方>



2

Step2 バスの待ち方・乗り方

① バス停に並んで待ちます。



② バスが到着したら、行先を確認します。



③ 降りる人を待ちます。



④ 前扉から乗車します。

⑤ 整理券を取ります。 ※運賃は後払いです。



3

大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和 5 年 1 月 1 8 日

改正 令和 5 年 10 月 1 日

改正 令和 7 年 3 月 26 日

町 長 決 裁

(目的)

第 1 条 大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「活性化法」という。）の規定に基づき、大島町内における需要に応じたバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は次の通りとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運用に関する事項
- (2) 地域旅客サービスの適正な運用方法の検討及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施及び連絡調整に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第 3 条 委員は次に掲げる者のうち、大島町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大島町副町長の職にある者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する職員
- (3) 活性化法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者及びその組織が指名する者
- (4) 住民団体その他関係団体の代表者
- (5) 警視庁大島警察署長又はその指名する職員
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 大島町職員
- (8) 国土交通省職員
- (9) 東京都職員
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、大島町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、次に掲げる事項ならびにやむを得ない事由により委員に欠員が生じた場合は補欠委員を置かなければならない。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職のある期間とし、当該身分を失すると同時に委員を辞したものとみなす。また、後任者の任期については前項を適用する。

(協議会の組織)

第5条 協議会に、次に掲げる委員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監事 2名

2 会長は、大島町副町長とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代表する。

5 監事は、委員の中から会長が指名する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席が無ければ開催できない。

3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合、その委員の指名するものをもってこれを充て、代理の者を出席させることができる。

4 協議会の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、協議会の議決があったものとする。

6 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、すべての委員から賛否の意向の確認等を行うことを条件として、書面による決議を行うことができる。

(1) 会議において、事前に委員から書面による決議の了承を得ているとき。

(2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事実と認めるとき。

2 書面による決議は、回答した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。

3 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会において協議が調った事項について、協議会の委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するために協議会に事務局を置く。

2 事務局は大島町政策推進課に置く。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 予算及び決算は、協議会において決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 6 日から施行する。

○大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 2～4（略） 5 <u>4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日国自旅第 161 号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、協議会の議決があったものとする。</u> 6 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 7 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。 （略） 附 則 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 8 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。</u> <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 2 6 日から施行する。</u>	第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 2～4（略） （新設） 5 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。 附 則 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 8 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。</u>

令和 7 年度 大島町地域公共交通活性化協議会予算（案）

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	70,352,000	大島町支出金
2 補助金	2 補助金	2 補助金	0	
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金	0	
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入	0	
合計			70,352,000	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	342,000	委員報酬等
	2 事務費	2 事務費	10,000	事務用品等
2 事業費	2 事業費	2 事業費	70,000,000	大島旅客自動車株式会社 経営安定化補助金（地域 路線確保事業）ほか
3 予備費	3 予備費	3 予備費	0	
合計			70,352,000	

大島町地域公共交通活性化協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、大島町地域公共交通活性化協議会規約第6条の規定に基づき、大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国、東京都からの補助金、大島町からの負担金及び補助金、事業者からの負担金、繰越金及びその他諸収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。ただし、歳入歳出がない年度については、予算の調製及び協議会に諮ることを省略することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大島町長へ送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他会計事務を司り、適正に処理し

なければならない。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大島町において定められている取り扱いに準ずる。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算時)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和5年1月18日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

別表第2 (第4条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	2 事業費	2 事業費
3 予備費	3 予備費	3 予備費

令和7年度の 取り組み内容について

大島町地域公共交通活性化協議会

令和7年3月28日(金)

令和7年度の取り組み内容(案)

実施主体	協議会事務局(大島町政策推進課)	協議会構成員
実施内容	・「交通空白」解消に向けた実証実験の企画・調整及び効果検証 ・体系的なモビリティ・マネジメントの実施 ・地域にあった交通ネットワークの形成に向けた地域意見交換の実施 ・公共交通モニタの実施 ・各種調査・調整(大島高校直通バスに関する調整、タクシー活用に関する基礎情報整理)	[大島バス] ・「交通空白」解消に向けた実証実験の実施 ・バスの乗り方教室の実施 ・大島高校直通バスの運行に関する検討 [タクシー協会] ・「交通空白」解消に向けた実証実験の実施 [観光協会] ・公共交通利用の促進につながる広報活動 [全構成員共通] ・町内イベント参加時の公共交通の積極的な利用や参加メンバーへの利用呼びかけ
活用財源	・一般財源 ・国補助制度(例)共創モデル実証運行事業(国土交通省)、地域公共交通計画等策定事業(国土交通省)等	・各構成員の自主財源 ・関係省庁・団体の補助金・助成金 ※適宜事務局が支援

下記ご意見いただきたい。

- ・各構成員で検討している事業のなかで本計画と連携を図れるもの
- ・取り組み内容に関するご質問・ご意見・ご提案

【協議事項】「交通空白」解消に向けた実証実験の検討方針

- 路線バスの運転士不足の状況を踏まえた町内の路線バスネットワークの最適化を図るために、日中の利用が少ない「岡田港～大島公園」間について、路線バス減便による交通空白解消の手段として乗合タクシー運行を検討

【実証実験の概要(案)】

- 大島公園ラインの「元町港～岡田港」間は、島内の主要幹線軸であることから現行通りの運行とする。
- 運転手不足や、「岡田港～大島公園」間は朝夕の通勤通学時間帯以外を除き利用需要が少ないことから減便とし、交通空白時間帯における移動はタクシーが代替することを検討する。
- 観光繁忙期を避けた11～1月上旬での実施を想定する。



大島公園ライン(2025年2月3日～2025年3月31日ダイヤ)

■元町港→岡田港・大島公園 行

元町港～岡田港 おとな 370 円
元町港～大島公園 おとな 570 円

便	① 元町港 発	⑥ 郷土資料館 入口	⑧ 大島空港 ターミナル 入口	⑨ 大島空港 ターミナル	⑩ ふるさと 体験館入口	⑭ 岡田 郵便局前	⑮ 岡田港	⑰ 橋 トンネル	⑳ 大島 公園着	運行日 (R7.2/3～R7.3/31)
1	8:10	8:16	8:18	—	8:19	8:22	8:27	8:36	8:40	毎日
2	9:40	9:46	9:48	—	9:49	9:52	9:57	10:06	10:10	毎日
3	10:20	10:26	10:28	10:30	10:33	10:36	10:40	10:59	11:03	毎日
4	12:00	12:06	12:08	—	12:09	12:12	12:17	12:26	12:30	毎日
5	13:30	13:36	13:38	—	13:39	13:42	13:47	13:56	14:00	毎日
6	14:20	14:26	14:28	—	14:29	14:32	14:37	14:46	14:50	毎日
7	14:50	14:56	14:58	—	14:59	15:02	15:07	15:16	15:20	毎日
8	15:50	15:56	15:58	—	15:59	16:02	16:07	16:16	16:20	毎日
9	17:20	17:26	17:28	—	17:29	17:32	17:37	17:46	17:50	毎日

減便
⇒タクシーが代替

■大島公園・岡田港→元町港 行

大島公園～岡田港 おとな 380 円
元町港～大島空港ターミナル おとな 260 円

便	㉑ 大島 公園発	㉒ 橋 トンネル	⑮ 岡田港	⑭ 岡田 郵便局前	⑩ ふるさと 体験館入口	⑨ 大島空港 ターミナル	⑧ 大島空港 入口	⑥ 郷土資料館 入口	① 元町港 着	運行日 (R7.2/3～R7.3/31)
1	7:20	7:24	7:33	7:38	7:41	—	7:42	7:44	7:50	毎日
2	9:20	9:24	9:33	9:38	9:41	—	9:42	9:44	9:50	毎日
3	10:50	10:54	11:03	11:08	11:11	11:14	11:16	11:18	11:24	毎日
4	12:10	12:14	12:23	12:28	12:31	—	12:32	12:34	12:40	毎日
5	13:50	13:54	14:03	14:08	14:11	—	14:12	14:14	14:20	毎日
6	14:40	14:44	14:53	14:58	15:01	—	15:02	15:04	15:10	毎日
7	15:10	15:14	15:23	15:28	15:31	—	15:32	15:34	15:40	毎日
8	15:40	15:44	15:53	15:58	16:01	16:04	16:06	16:08	16:14	毎日
9	16:30	16:34	16:43	16:48	16:51	—	16:52	16:54	17:00	毎日
11	18:00	18:04	18:13	18:18	18:21	—	18:22	18:24	18:30	毎日

減便
⇒タクシーが代替

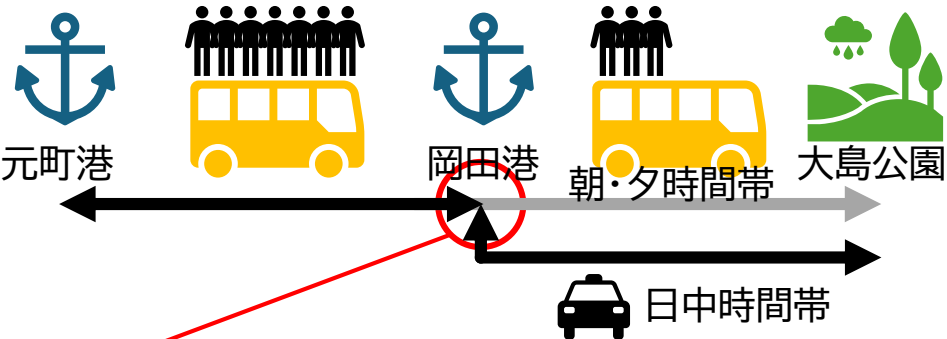
【協議事項】「交通空白」解消に向けた実証実験の検討方針

【現状】



- ・終日、元町港・大島公園間を路線バスで運行
- ・航路接続のフィーダー系統に位置付け
- ・観光閑散期の朝・夕以外の日中時間帯は利用者僅少
⇒ 収支バランスの悪い状況 + 運転士の拘束時間を圧迫

【実証実験(観光閑散期に実施)】



- ・通勤・通学利用需要のある朝・夕時間帯は元町港・大島公園間を路線バスで運行
- ・観光閑散期のみ利用の少ない日中時間帯は乗合タクシーで運行、岡田港で路線バスに接続
⇒ 路線バスの収支改善 + 運転士拘束時間の改善

- ポイント1** 乗合タクシーは運転士不足による路線バスの運行休止時間(交通空白時間帯)の解消策として運行
- ポイント2** 乗合タクシーは路線バス・航路と接続⇒路線バスと一体になった運行、航路のフィーダー系統機能

【今後の検討内容】

- ・乗合タクシーの運行内容
 - ①運行形態、②運行ルート(エリア)、③停留所位置、④運行ダイヤ、⑤運賃
- ・路線バスとの接続ルール
どちらかが遅延した場合の対応
- ・住民・来島者に向けた実証実験の周知方法
- ・住民に向けた利用促進策

【今後の協議・調整内容】

- 住民・利用者**
 - ・実証実験実施に関する説明(4～6月)
- 関係機関協議**
 - ・交通管理者協議(4～6月)
 - 道路交通法第44条第2項第2号協議(バス停駐停車)
 - 停留所の新設
 - ・道路管理者協議(4～6月)
- (運輸局協議(道路運送法21条申請))

実証実験スケジュール(案)

		実証実験	協議会		バス	タクシー	その他
R7	3月		実証実験実施に関して合意			道路運送法21条関係 の手続きリミット	当該エリアの 住民説明実施 停留所位置等 に関する警察 + 支庁協議
	4月						
	5月						
	6月		第1回協議会 運行内容の合意				
	7月		※第1回協議会での 意見によっては臨時 会議or追加書面協議				
	8月	法定手続きリ ミット(2ヶ月)			秋・冬運行ダイヤ申 請 実証実験に係るダイ ヤ変更手続き		道路使用許可 申請、道路占 用許可申請
	9月	実証実験 に関する 広報	停留所設 置				
	10月						
	11月			効果検証			
	12月	実証実験期間					
R8	1月						
	2月		とりまとめ				
	3月						



乗合タクシーが地域住民のニーズにマッチするか、半年間試しにやってみたいけれど、せっかくタクシー事業者に一般乗合の許可を取ってもらっても、試した結果「導入しない」という結論になると申し訳ない・・・

そんなときは、運送法21条許可による実証運行という方法があります



21条許可とは

一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合、**イベント客の輸送**、鉄道の工事運休に伴う**代替バス**、**実証運行**等短期間限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行については、一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者が21条許可を得ることにより**乗合運送**を行うことができます。これを、一般乗合旅客自動車運送事業（4条）と区別し、「21条許可」と呼んでいます。

（道路運送法）

第二十一条 **一般貸切旅客自動車運送事業者**及び**一般乗用旅客自動車運送事業者**は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、**一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行う**とき。

21条許可の注意点

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者は乗車定員11人以上、一般乗用旅客自動車運送事業者は乗車定員11人未満となります
- ・運行費補助（幹線・フィーダー補助金）は使えません



21条許可の手続き

21条許可は、一般乗合の申請よりも比較的簡易な手続きで申請することができます（路線型・区域型どちらも可）

【申請要件】

- **一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難**
- **運行する期間が原則1年以下**のもの（実証実験については、地方公共団体からの要請がある場合で当初から1年以上の計画がある運行については、1年以上（3年程度）の期間を認める）
- イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等**短期間に限定して実施**され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- **自治体等からの要請**

【標準処理期間】2カ月

21条許可のメリット

- ・法令試験なし
- ・登録免許税がかからない
- ・期間限定の許可のため、申請とおりの時期に終了した場合は廃止等の手続き不要



実証運行を行う場合は、地域公共交通会議や運賃協議会での合意は必須要件とされていませんが、交通会議に諮り、地域の関係者間で協議することが望ましいです



地域公共交通の利用促進に関する取組報告

令和7年3月28日

1 旅客船の発着に合わせた無料バスの実証

○ 路線バスの周知、利用者の実態把握を行い、地域公共交通の利用促進を図るため実証実験を実施

- ・ 船舶とバスとの乗り換え円滑化を考慮し、大島⇄東京の旅客船の発着に合わせ、無料で利用できるバスを運行

■実験実施概要

運行方法	通常路線バス便の無料運行
運行日	期間①：11/23(土)～25(月) 期間②：12/13(金)～16(月)
ルート・停車地	大島公園ライン全区間、波浮港ライン全区間※ ※早朝大型客船に接続する、岡田港発 元町港・御神火温泉行、大島町陸上競技場行を含む
運行時刻便数	実験期間に運行される東海汽船旅客船（計14便）に接続する大島バス路線バスの指定便 計39便
実施体制	・ 運行：大島バス（通常の路線バスとして運行） ・ 受注者が同乗し、利用者に対するアンケート調査、利用区間記録を実施

■実験対象便

東海汽船旅客船					大島バス				
東京・竹芝 ▶▶▶ 大島					大島公園ライン				
対象日	11月	—	23(土)	24(日)	25(月)	大島公園ライン	大島公園ライン	波浮港ライン	波浮港ライン
出帆港	12月	13(金)	14(土)	15(日)	16(月)	便	元町港 発	岡田港 着	大島町 陸上競技場 着
出帆港	船便	対象日・船の到着時刻				便	元町港 発	岡田港 着	大島町 陸上競技場 着
岡田港	大型客船	—	—	6:00着	6:00着	便	元町港 発	岡田港 着	大島町 陸上競技場 着
岡田港	1210便	10:15着	—	—	—	3	10:30	10:51	11:04
岡田港	1270便	—	10:15着	—	—	3	10:40	10:53*	11:14
岡田港	1220便	—	10:35着	—	—	8	15:40	16:01	16:14
岡田港	1230便	15:15着	—	15:15着	—	8	15:20	15:33	15:54
元町港	1210便	10:15着	—	—	—	3	10:30	10:51	11:04
元町港	1270便	—	10:15着	—	—	3	11:00	11:21	11:34
元町港	1220便	—	10:35着	—	—	8	15:40	16:01	16:14
元町港	1230便	15:15着	—	15:15着	—	8	15:40	16:01	16:14

赤字：旅客船との接続あり 青字：元町港で乗換可能

■実施状況



- ・実施にあたり、港などの主要施設でのポスター掲示・チラシ配布や、バス事業者等のウェブサイトやSNS等により実証実験を周知

- ・ 約15の施設等でポスター約30枚の掲示、チラシ約3000枚を配布



- ・大島バス・大島町のウェブサイトや、大島バス・大島観光協会等のSNSにより実験を周知



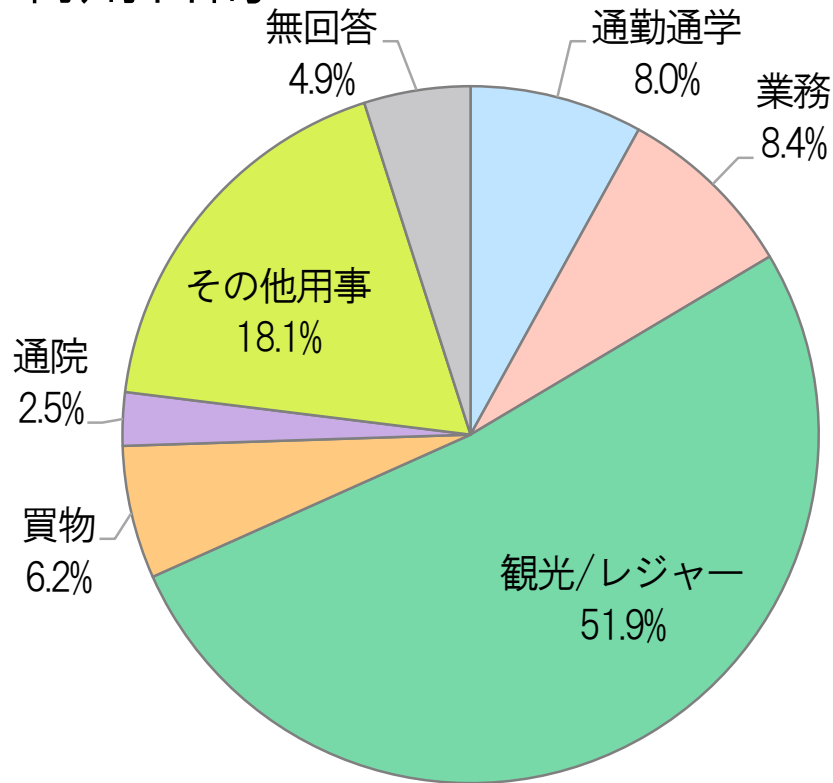
※東海汽船
にもリポスト
を依頼

1 旅客船の発着に合わせた無料バスの実証

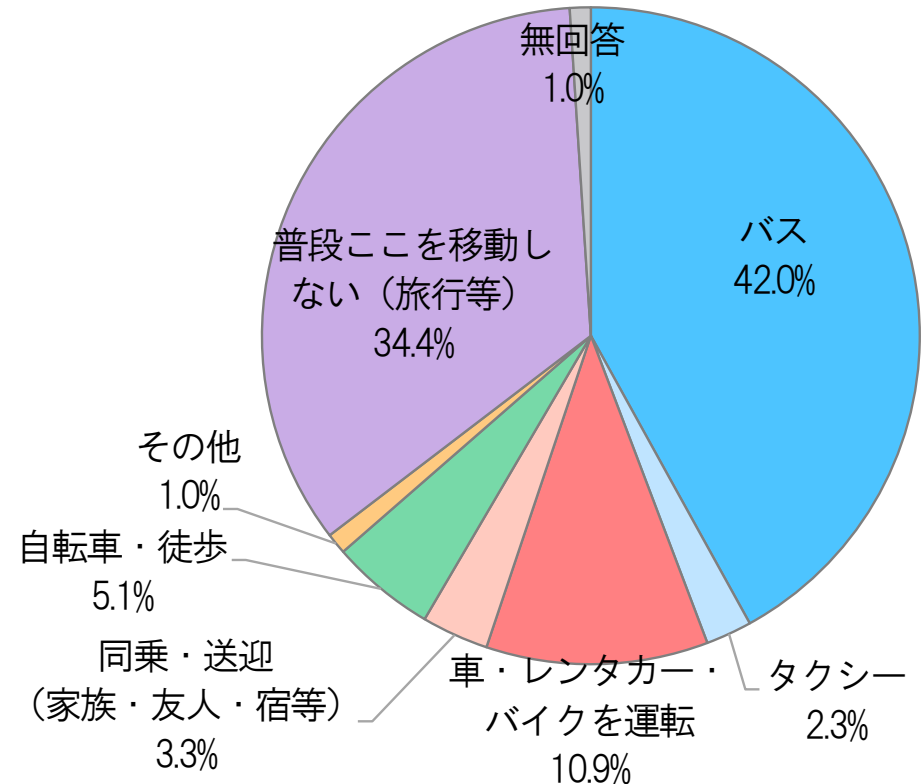
・ 実証実験の効果や課題を整理するため、利用実績の分析、利用者等を対象にした調査員乗り込みによるアンケートを実施

■ アンケート

利用目的



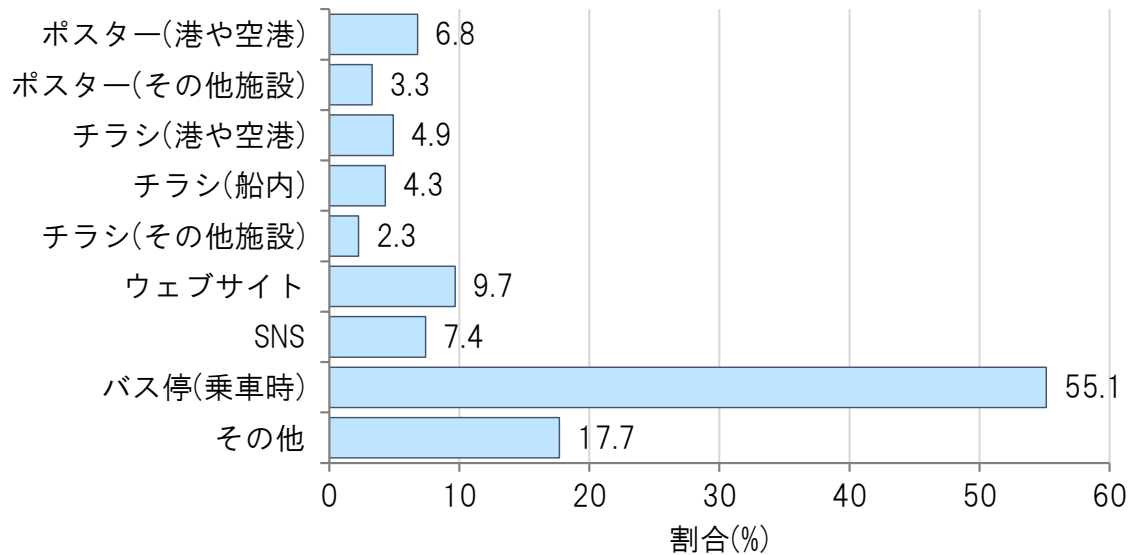
通常の利用手段



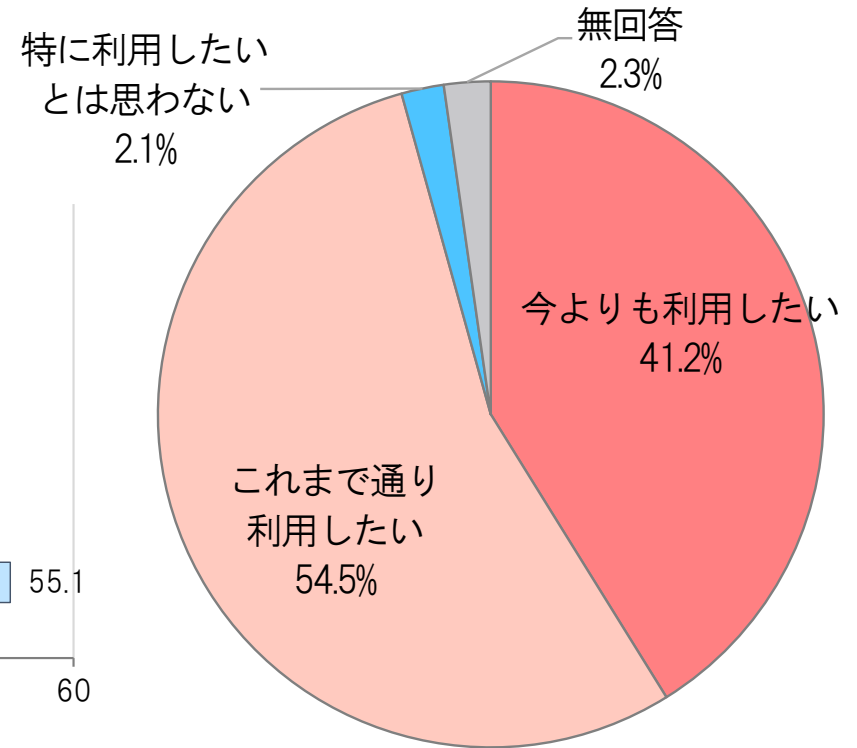
・ 自家用車利用からの転換も1割程度見受けられる。

1 旅客船の発着に合わせた無料バスの実証

実験認知方法



今後の利用意向

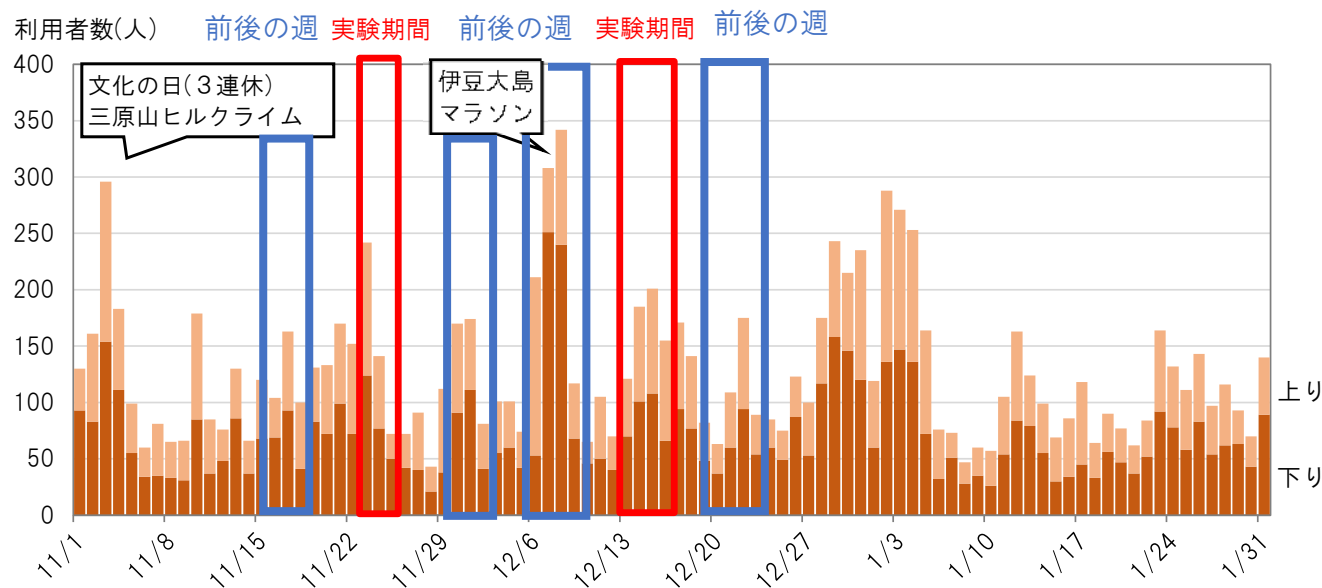


- ・ ウェブサイトにおいて一定の成果を得られたものの、全体としての認知度向上には至らなかった。

1 旅客船の発着に合わせた無料バスの実証

■利用実績分析

大島公園ラインの利用状況



大島公園ライン（上り）乗降数・断面利用者数



地域間OD状況（停留所グループ化）

【無料バスの実証効果】

○実験期間において、バス利用者がやや増加しており、かつバスの低頻度利用者の利用や自家用車からの転換も一定程度発生

○バスの利用機会の創出や関心喚起という点では、一定の効果があったと推察

2 交通サービス推進策に関する調査

○ 地域公共交通の利用促進に向け、利用者の利便性を高めるツールを周知、調査を実施

- ・経路検索サービスやキャッシュレス決済など、大島バスが利便増進のため導入するツールの利用方法等について、利用手順リーフレットを作成し、港などの主要施設で配布

■ 作成したリーフレット



■ リーフレットの配布

- ・約15の施設等で約3,300枚を配布



2 交通サービス推進策に関する調査

- ・実施にあたり、ポスター掲示やバス事業者等のウェブサイト・SNS等により周知
- ・町のイベント（福祉まつりのバスの乗り方教室）とも連携し、周知を実施

■ ポスター

- ・約15の施設等でポスター約30枚を掲示



元町港



■ ウェブサイト・SNS

- ・大島バス・大島町のウェブサイトや、大島バス・大島観光協会等のSNSにより周知



■ 町のイベント等との連携

- ・福祉まつり(11/3)のバスの乗り方教室と連携し周知を実施
- ・アンケート調査(次頁)も実施



バス車体での周知



リーフレット配布



リーフレット説明



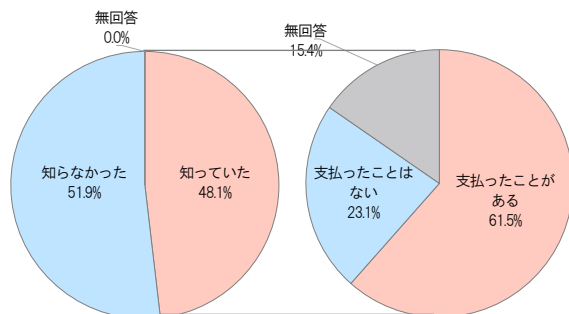
アンケート

2 交通サービス推進策に関する調査

・ 利用促進策の活用意向を調査するため、リーフレットの受領者等を対象にしたアンケートを実施

■ アンケート

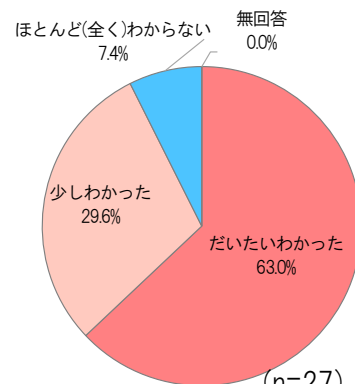
PayPay対応の認知度



(n=27)

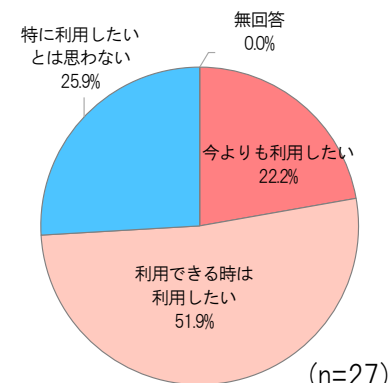
(n=13)

PayPayでの
支払い方法の理解



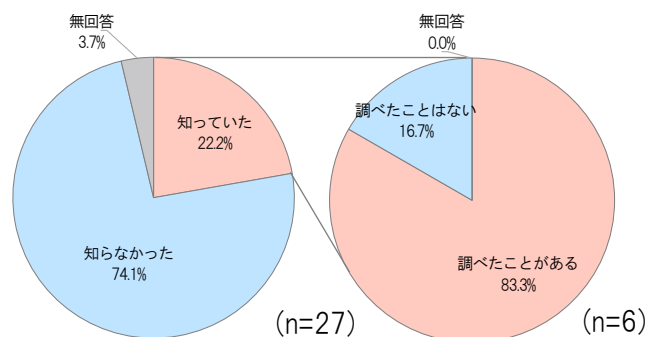
(n=27)

PayPay対応による
利用意向



(n=27)

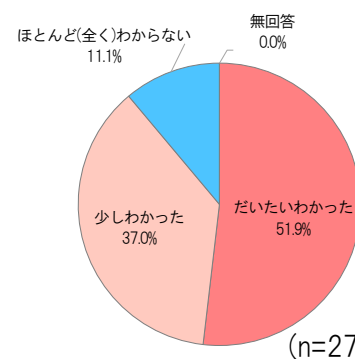
Googleマップ対応の認知度



(n=27)

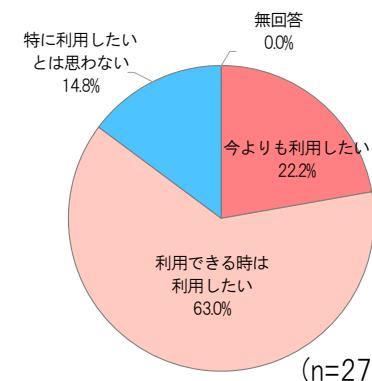
(n=6)

Googleマップでの
検索方法の理解



(n=27)

Google対応による
利用意向



(n=27)

【利用促進策周知の効果】

・ Googleマップ・PayPayの対応に関する周知、利用方法について、一定の理解が得られたものと推察

3 まとめ

- ・ 路線バスの無料運行については、バスの利用機会の創出や関心喚起という点で一定の効果はあったものと推察。
- ・ リーフレットや関連する周知（ポスター・SNS等）により、大島バスでのGoogleマップ・PayPayの対応に関する周知、利用方法について、一定の理解が得られたものと推察。ウェブサイト等も活用し、動画や写真を効果的に活用した説明を行うことが必要
- ・ 公共交通の利用促進に関する取組で得られた知見については、本協議会に提供し、大島町での取組検討の参考としていただきたい

大島町長 坂上 長一 様

2025. 2. 21

交通体系に関する要請書

日本共産党大島町議団
団長 山田 忠敬

日頃より大島町民の福祉向上に向け、ご尽力いただきありがとうございます。

さて、昨年「大島町地域公共交通計画」が発表され、私たちも地域住民の声を聞きながら、具体的な交通体系について案をまとめてきました。

今回の要請では必ずしも地域住民のすべての要求を反映させたものにはなりきれませんでした。当面、ここに、こんな交通体系ができれば、より快適に、より安全に生活ができるのではないかと考え、実現に向けご尽力いただけますよう、お願いする次第です。

なお、この要請書は、北部地区（岡田・線津）、中部地区（元町・北の山・野増）、南部地区（間伏・差木地・波浮）に分けて作成しています。大島は分散型集落形態となっている以上、とりわけ交通問題については、住民の要求が異なりますので、その点については十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

担 当 係 長	主管課長	総務課長	副 町 長	町 長
秋田	中村	線津	岡田	木中
文書分類	款 5	項 1	目 1	保存区分 永⑩5.3.1.単



1. 北部（岡田・泉津地区）の交通体系

①小型循環バスの運行

月曜は新開 A コース、火曜は新開 B コース、水曜は大島バスコース、木曜は泉津山コース、金曜は泉津地区コース、のように 1 週間に 1 コースずつ日替わりで決まったコースを運行する。コース内乗降フリーで運行する。

②電話予約で目的の場所に低額で送迎してくれる車があるとよい。

③大島バスの路線バスは、路線内どこでも乗降できるようにしてほしい。

④バスやタクシーではないが、移動販売車が来てくれると助かる。

☆参考 住民の声

・現在は自家用車を使っているが、近いうちに免許の返納をするため、通院や買い物、上京時の港まで送迎、公的機関への行き帰りなど不安です。電話予約で目的地に送迎してくれる車などがあると便利です。大島バスには、バスの運行と船の発着時間を合わせてほしいと思っています。

・免許の返上で移動手段がなく、介護支援や近所の方をお願いしている。買い物や通院などに困っている。できたら、循環型小型バスや低料金で利用できるタクシーなどがあると利用しやすい。また、大島バスは希望の場所で降ろしてもらえるとよい。

2-1. 中部の交通体系（北の山地区）

北の山地区は、都道下と都道上で大島バスの路線から離れた所に住む人のことを考えてほしい。

①オンデマンドの小型バスの運行を次の A,B 2 路線で運行してほしい。

A 都道下コース

元町港～旧老人ホーム～佐々木重機前～伊東商店前～ぶらっとハウス～空港
～北の山出張所～佐々木商店駐車場 で往復する

B 都道上コース

椿花ガーデン～アトリエ入り口角～浄水場～大島ストア～佐々木商店駐車場
で往復する

料金は回数券（11 枚で 2～3 千円）払いとし、社協・出張所で販売
事前に電話またはメール等で何時のバスにどこから乗るかを予約する。
定刻運行で 1 日 8 便あれば理想的

② ①のバスコースから外れる人の対策として社協が運営しているほほえみサービスを充実させてほしい。そのため住民に周知してもらうことやドライバーの確保、研修受講の保障等を 町が責任をもって進めてほしい。

2-2. 中部の交通体系（元町地区）

元町地区は、吉谷住宅、家の上住宅に高齢者が集中し、どちらも坂道を通らなければならない場所であることから次のようにしてほしい。

① オンデマンドの小型バスの運行

元町港～元町北口～吉谷住宅～医療センター～家の上住宅～図書館で往復する料金は回数券（11枚で2～3千円）払いとし、社協・役場で販売
事前に電話またはメール等で何時のバスにどこから乗るかを予約する。
定刻運行で1日8便あれば理想的

② ①のバスコースから外れる人の対策として社協が運営しているほほえみサービスを充実させてほしい。そのため住民に周知してもらうことやドライバーの確保、研修受講の保障等を 町が責任をもって進めてほしい。

2－3. 中部の交通体系（野増地区）

野増地区は都道上に住む人の交通を考える必要があるが、道が狭く、急坂であることを考慮しなければならない。

そこで社協が運営しているほほえみサービスを充実させてほしい。そのため住民に周知してもらうことやドライバーの確保、研修受講の保障等を 町が責任をもって進めてほしい。

☆参考 住民の声

・私はまだ交通不便者ではありませんが、元町家の上までの2段坂の途中で道路脇の石垣に座って一休みしているお年寄りをよく見かけます。あと数年したら私もあんなのかと思うと不安です。大島は急な坂が多いのでバス停からの距離は短くても垂直方向の標高差が大きいので交通問題を考えるポイントの一つにする必要があると思っています。

・次回免許返納を考えている。バス停まで遠いので、循環する小型の乗り合いバス（低料金）があれば利用したい。

・頼めば送迎してくれる知人はいるが、お礼もできないし、相手に時間をとらせると思うとやれるところまでは自分でやろうと考えてはいるが、不安はある。いどうはんぱいがあれば利用したい。

※3地区とも移動販売車がほしいという声は共通して聞かれました。

3. 南部の交通体系（間伏・差木地・波浮港）

① オンデマンドの小型バスの運行

元町から差木地村内の町道を通り、波浮上の山を往復するバス。

② 戸口から戸口へ走るオンデマンドバスの運行

①のオンデマンドバスをさらに進化させた、AIを使ったオンデマンドバス
他自治体で先行例があり、例えば1時間前までの予約でAIがコースを判断し、乗り合う客を拾いながら走る。予約は固定電話からでもできるようにする。

③大島バスで南部から乗り換えなしで出帆港（岡田港）まで行けるようにしてほしい。

④いざという時に安い料金で使えるタクシーがあるとよい。必要な人にタクシー券を

配る。

☆参考 住民の声

- ・都内の病院に行くのに、荷物もあり体が悪いので出帆港までタクシーを使った。高くて大変だった。沖の根なので買い物はクダッチまで歩いて行くが、帰りは荷物を持って坂を上るので重いものは買えない。
- ・いずれ免許を返上する時が来るので、それまでに入ることができる島外の施設を探すことにした。買い物や差木地の出張所に用があっても、往復歩くには距離がありすぎるので、今の家に住み続けるのは無理だと思っている。
- ・隣に住んでいた弟が亡くなったので、買い物などは弟に頼っていたができなくなった。今は体が動くのでバス利用で間に合うが、体が動かなくなったら子ども達が島にいないので考えてしまう。友達に頼むと言っても簡単にはいかない。便利な交通体系ができて利用者が少ないとすぐダメになってしまうのが心配だ。
- ・移動販売車が来てくれると助かります。